

鬼北町 公共施設等総合管理計画

～公共施設のよりよい活用を目指して～

平成29年3月（令和4年3月改訂）

鬼北町

目 次

第 1 章	はじめに	- 1 -
第 1 節	公共施設等総合管理計画の目的.....	- 1 -
第 2 節	本計画の位置付け.....	- 2 -
第 3 節	計画期間.....	- 2 -
第 4 節	推進体制.....	- 3 -
第 2 章	鬼北町の現状と課題	- 4 -
第 1 節	町の概要.....	- 4 -
第 2 節	人口の動向と将来予測.....	- 5 -
第 3 節	産業.....	- 6 -
第 4 節	財政状況.....	- 7 -
第 5 節	有形固定資産減価償却率の推移.....	- 10 -
第 6 節	過去に行った対策の実績.....	- 11 -
第 3 章	公共施設等の現状及び将来の見通し	- 12 -
第 1 節	対象施設.....	- 12 -
第 2 節	建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の推計）.....	- 14 -
第 3 節	土木系公共施設（将来の更新費用の推計）.....	- 22 -
第 4 節	企業会計施設（将来の更新費用の推計）.....	- 25 -
第 5 節	公共施設とインフラ全体（将来の更新費用の推計）.....	- 29 -
第 4 章	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	- 31 -
第 1 節	公共施設における現状と課題.....	- 31 -
第 2 節	基本方針.....	- 32 -
第 3 節	公共施設等の維持管理方針.....	- 34 -
第 4 節	フォローアップの実施方針.....	- 39 -

第 5 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	- 40 -
第 1 節 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針	- 40 -
第 2 節 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	- 65 -
第 3 節 企業会計施設の管理に関する基本的な方針	- 71 -
第 6 章 おわりに	- 77 -
第 1 節 本計画のまとめ	- 77 -
第 2 節 今後の課題	- 77 -
参考文献等	- 78 -

第1章 はじめに

第1節 公共施設等総合管理計画の目的

現在、わが国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化の中で、公共施設の整備が進められてきた。その当時から建築された公共施設の建築年数は、30年以上経過し、その多くが耐用年数を超過した状況となっている。そのため、このような公共施設は、今後大規模改修や、修繕、建替えが必要となっている。一方、世界経済の低迷の影響を受け、我が国の経済成長もマイナスに転じており、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる公債残高も増加の一途をたどっている。財政状況はまさに危機的状況にある。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などによって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されている。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっている。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本町においても将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予測される。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少などにより、公共施設等の利用需要が低下していくことが予想される。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

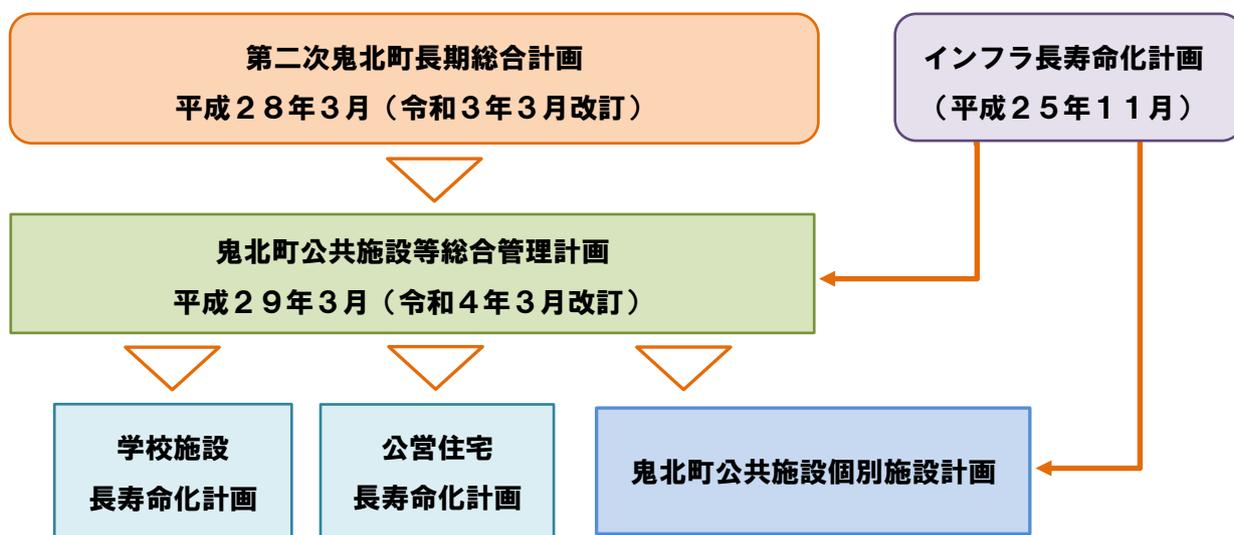
この状況下、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。各地方公共団体においては、「公共施設等の総合的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)」の策定要請(平成26年4月)に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画を策定することとなった。

そして、国からの「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」において、本計画の改訂を行った。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、本町の上位計画である「第二次鬼北町長期総合計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものである。また、「鬼北町公営住宅等長寿命化計画」などの個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、それぞれの計画の方針との整合性を検証することとした。

図表 1-1：鬼北町 公共施設等総合管理計画 体系図



第3節 計画期間

計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とし、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとする。

第4節 推進体制

総務財政課が中心となり、庁内の施設管理システムを活用し、関係部局と連携をとり推進を図る。また、以下の内容を共有するものとする。

(1) 財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施し、財政部局との連携を図る。

(2) 町民との協働

町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行う。

(3) 職員の意識改革

職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、町民サービスの向上のために創意工夫を実践していく。

第2章 鬼北町の現状と課題

第1節 町の概要

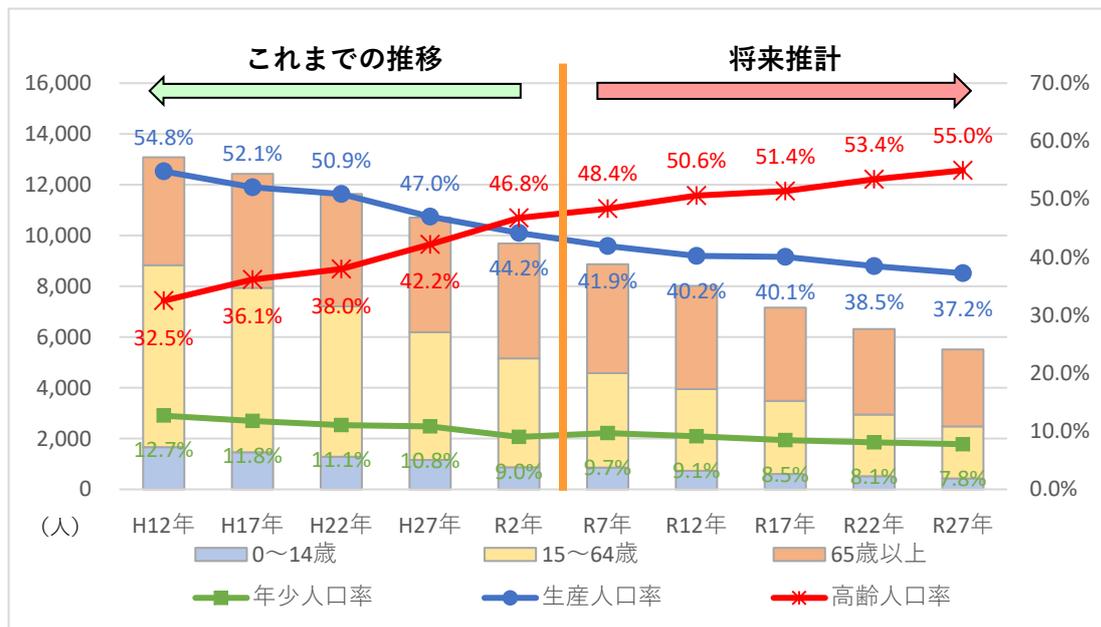
本町は、愛媛県の西南部に位置し、東西 28.0km、南北 20.8km、総面積 241.87km²の町で、平成17年1月に広見町と日吉村が合併して発足した。西は南予の生活圏の中心である宇和島市に、北は西予市、南は松野町と高知県四万十町、そして東は檮原町とそれぞれ隣接している。地形は、四方を高月山、御在所山、戸祇御前山、高研山、地藏山などが連なる四国山地に囲まれた盆地で、日本最後の清流と呼ばれる四万十川の源流のひとつとして、町民に親しまれている広見川が町の中央を貫流している。本町は、周囲を鬼ヶ城連峰や戸祇御前山など豊かな自然に恵まれ、伊予神楽など固有の歴史文化資源を有し、温暖な気候を利用した多彩な農林業を基幹産業としている。本町の公共交通としては、JR 予土線と路線バスがある。JR 予土線は近永駅を中心に3つの駅があり、路線バスは宇和島自動車と町営バスが運行している。

第2節 人口の動向と将来予測

図表 2-1 は本町の平成 2 年以降の人口推移および将来予測を示している。本町の人口は昭和 30 年の 25,400 人をピークに（グラフ内には記載なし）減少を続けており、平成 27 年の国勢調査によると、平成 27 年の人口は 10,705 人であり、ピーク時と比較すると半分以下となっている。高齢化率も上昇を続けており、平成 27 年の高齢化率は 42.2%と愛媛県の平均値である 30.6%を大きく上回っている。国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、令和 27 年には 5,512 人にまで減少すると予測されている。平成 27 年の人口と比較すると 3 割以上も減少することになる。少子高齢化も一段と進むとみられ、令和 27 年の年少人口率は 7.8%（平成 27 年は 10.8%）、高齢化率は 55.0%と人口の半数を高齢者が占めると予測されている。

人口の減少や人口構成の変化に伴い、住民ニーズも変化してきている。利用者が減少し使用頻度の低下した施設や、住民ニーズに対応した公共サービスのあり方も、見直していくことが必要である。今後の人口減少や人口構成の変化による公共施設の利用需要の変化に応じて公共施設等の最適な量や配置を実現することが望まれる。

図表 2-1：鬼北町の人口推移及び将来予測



(※出典：R2年までの数値は各年の国勢調査、R7年以降の推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計パターン1より作成)

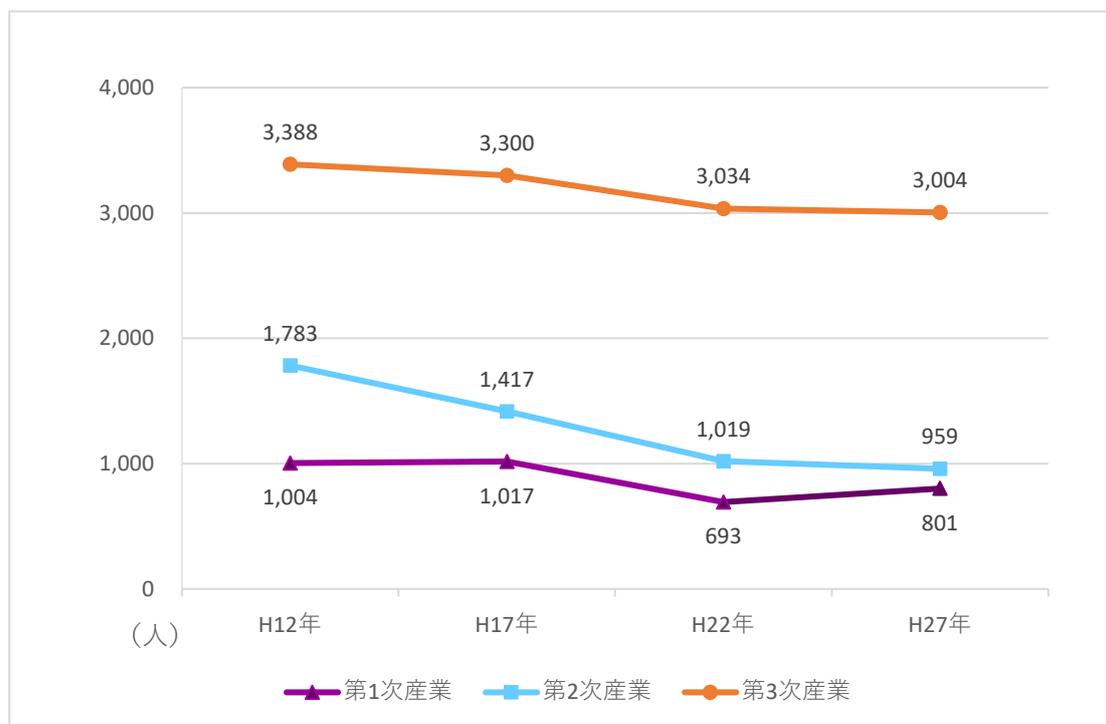
第3節 産業

図表 2-2 は産業分類別従業者数の推移を示している。

人口減少と高齢化に伴い就業者数も減少しており、平成 27 年には全就業者数は 4,764 人となっている。平成 12 年から平成 27 年の推移をみると、第 1 次産業就業者は、兼業農家の定年退職者の増加に伴って平成 12 年から平成 17 年にかけて若干増加したが、平成 22 年には再び減少している。その後、平成 22 年から平成 27 年までに多少の増加がみられた。第 2 次産業就業者は、平成 7 年以降減少し続けているが、平成 22 年から平成 27 年では減少が抑えられている。

第 3 次産業就業者は、平成 12 年から平成 27 年にかけて若干増加したが、その後減少傾向となっている。

図表 2-2：産業分類別就業者数



(※出典：各年の国勢調査)

第4節 財政状況

2.4.1 令和2年度決算額

【歳入】

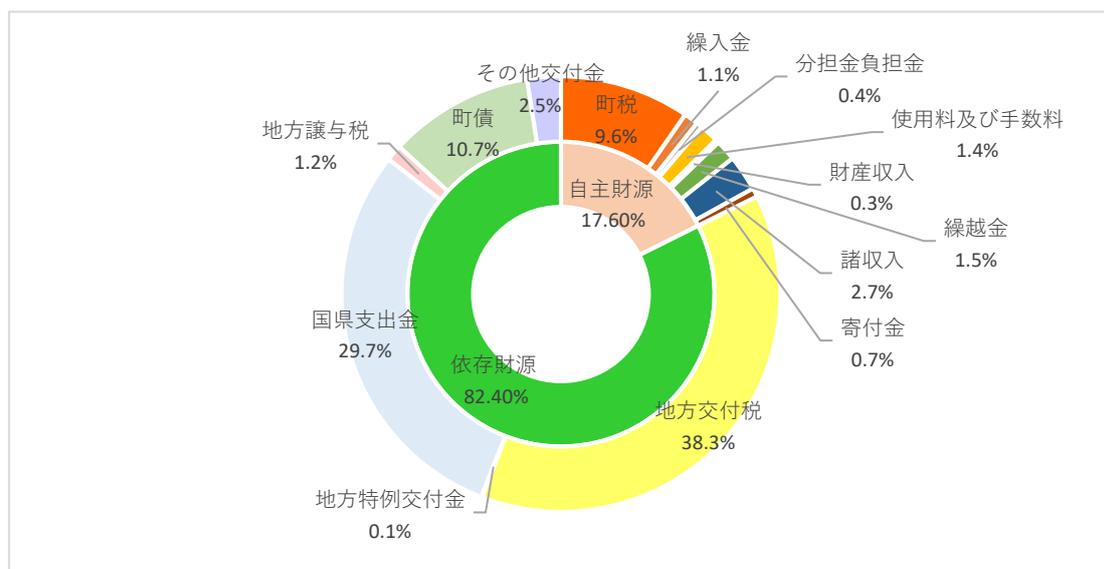
図表2-3と図表2-4はそれぞれ令和2年度の歳入決算額とその割合を示している。令和2年度決算における約94億円の歳入のうち、町債、国県支出金、地方交付税等の依存財源が全体の82.4%を占めている。

図表2-3：R2年度の歳入決算額（千円）

歳入					
自主財源	町税	904,345	依存財源	地方交付税	3,609,562
	繰入金	99,148		地方特例交付金	6,414
	分担金負担金	41,467		国県支出金	2,801,971
	使用料及び手数料	132,071		地方譲与税	112,666
	財産収入	25,234		町債	1,009,423
	繰越金	145,801		その他交付金	233,640
	諸収入	250,825		自主財源	1,660,628
	寄付金	61,737	依存財源	7,773,676	
合計				9,434,304	

(出典：令和2年度地方財政状況調査票)

図表2-4：R2年度の歳入決算割合



【歳出】

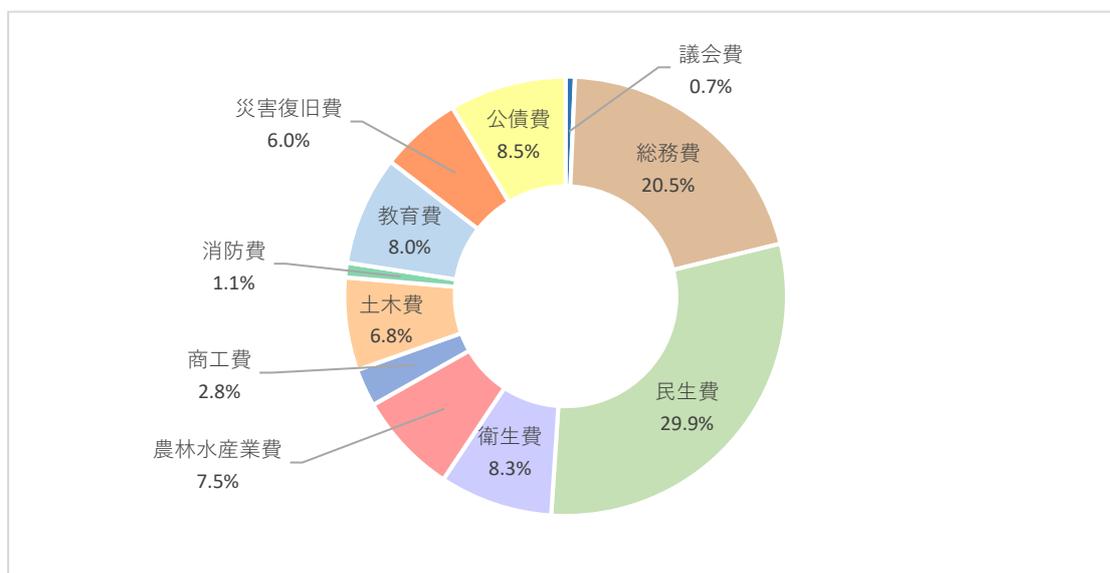
図表 2-5 と図表 2-6 はそれぞれ令和 2 年度の歳出決算額とその割合を示している。最も多くの割合を占めているのは民生費（29.9%）で、次いで総務費（20.5%）、公債費（8.5%）となっている。

図表 2-5：R2 年度の歳出決算額（千円）

歳出	
議会費	62,187
総務費	1,885,489
民生費	2,753,262
衛生費	761,716
農林水産業費	686,761
商工費	255,521
土木費	629,192
消防費	98,898
教育費	740,542
災害復旧費	548,955
公債費	787,202
合計	9,209,725

（出典：令和 2 年度地方財政状況調査票）

図表 2-6：R2 年度の歳出決算割合



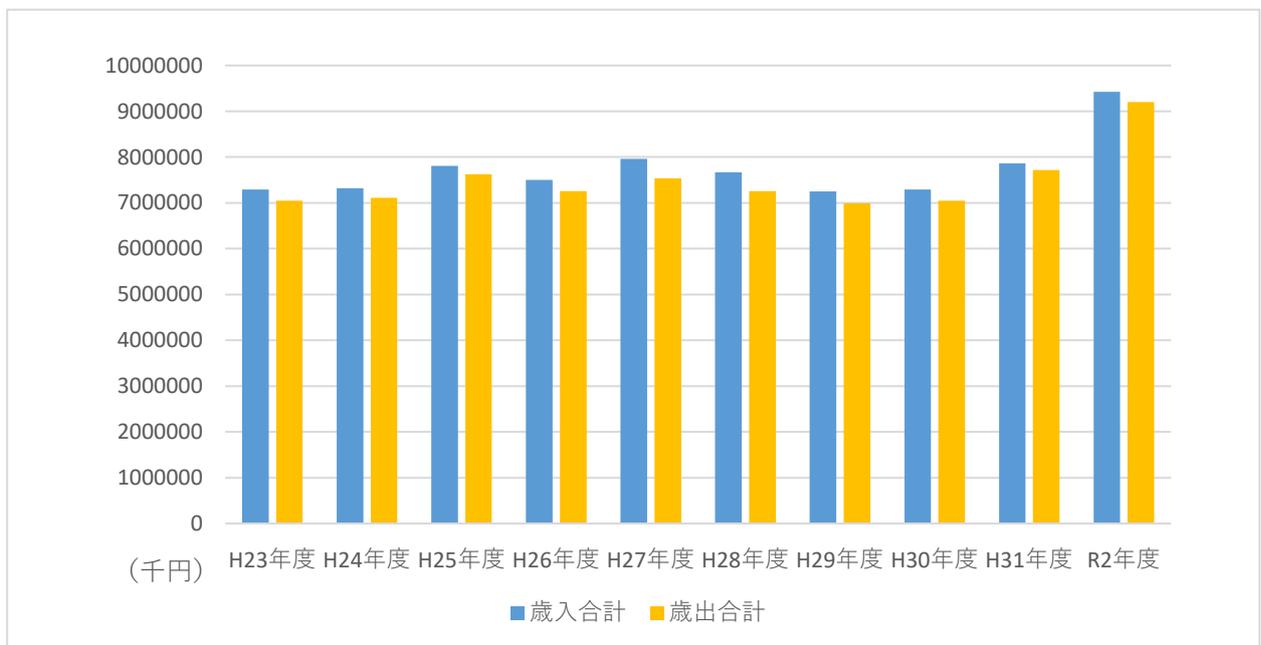
2.4.2 歳入歳出決算額の推移

図表 2-7 は過去 10 年分の歳入と歳出の推移を示している。平成 23 年度から平成 31 年度にかけておおむね 70 億円から 80 億円の間で推移し、令和 2 年度では 90 億円を超えている。

今後は人口減少と高齢化の加速に伴い、町税収入は減少傾向にあると予測される一方で、社会保障費は増加することが予測される。

そのような状況になると公共施設の維持管理に充てられる予算を確保するのはさらに困難となる。コストと財政の適正性の面から、本町の公共施設等の維持管理・改修・更新等に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要がある。

図表 2-7：歳入歳出決算額の推移

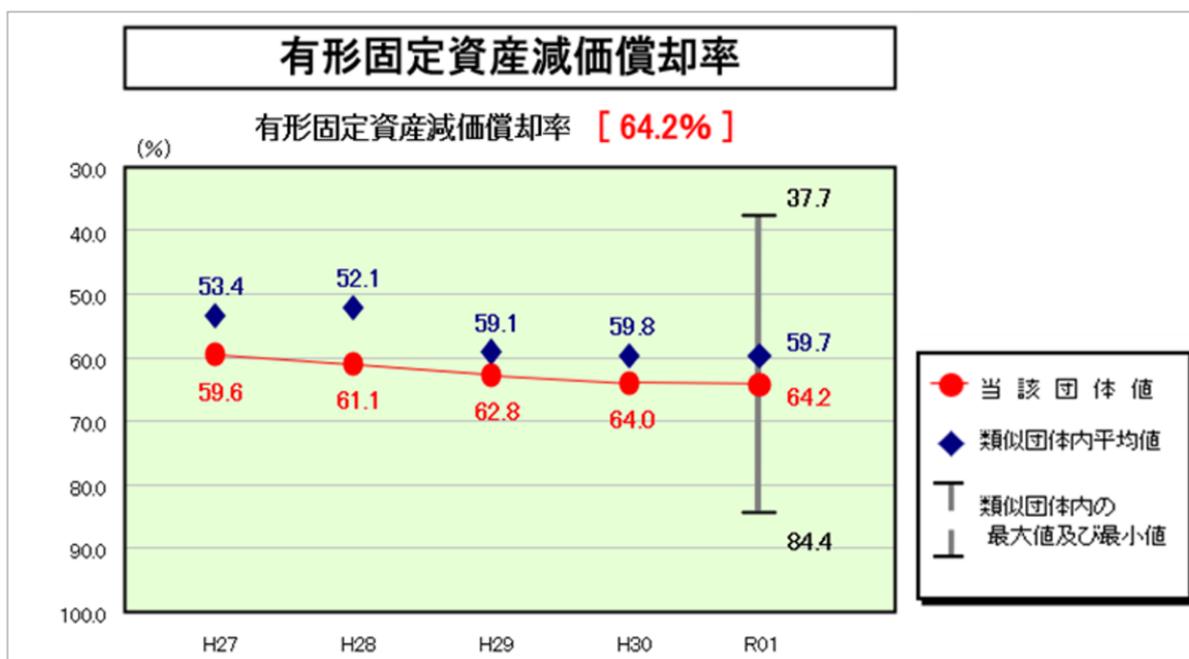


(出典：鬼北町 決算状況カード)

第5節 有形固定資産減価償却率の推移

図表 2-8：有形固定資産減価償却率の推移は、有形固定資産のうち償却対象資産（建物や道路、橋梁等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表している。本町は、類似団体内平均値よりも高い水準にあり、また、年々数値が高くなっており老朽化が進んでいることがわかる。引き続き、本計画及び個別施設計画（長寿命化計画）に基づいた施設の維持管理を適切に進めていく必要がある。

図表 2-8：有形固定資産減価償却率の推移



(令和元年度 財政状況資料集より)

第6節 過去に行った対策の実績

図表 2-9：過去に行った除却・取壊し施設一覧は、平成 28 年度～令和 2 年度に対策を行った本町の施設一覧である。

図表 2-9：過去に行った除却・取壊し施設一覧

対策の種類	取り組み内容
解体・撤去等	三島小学校教員住宅の解体
	岩谷遺跡の解体
建替え・新規取得等	栄町団地の新設
	出目教員住宅の新設
	鬼北町役場危機管理棟の新設
	広見集会所の建替え

(固定資産台帳 異動データより)

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

公共施設等総合管理計画で本町が対象とするすべての公共施設等は3つの類型（建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設）に分類され、図表3-1に示される。

図表3-1：対象とする施設分類（機能別分類）

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	給食センター
	町民文化系施設	文化施設	町民会館
		集会施設	集会場・公民館等
	社会教育系施設	博物館等	明星ヶ丘施設
	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	森の三角ぼうし、夢産地
		スポーツ施設	体育館
	産業系施設	産業系施設	農業研究施設
	子育て支援施設	幼稚園・保育園	保育所
		幼児・児童施設	児童クラブ
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者生活センター
		障がい者支援施設	わかば作業所
		保健施設	保健センター
		その他社会福祉施設	総合福祉センター
	医療施設	医療施設	診療所等
	行政系施設	庁舎等	町役所・支所
消防施設		消防署・消防屯所	
公営住宅	公営住宅等	町営住宅	
公園	公園	管理棟・倉庫・便所等	
その他の施設	その他の施設	駐車場・駐輪場・火葬場	
土木系 公共施設	道路	道路	一級、二級、その他町道
		橋梁	PC橋・RC橋・鋼橋等
企業会計 施設	上水道施設	上水道施設	浄水場・配水池・管路等
	下水道施設	下水道（農業集落排水）施設	処理施設・管路等
	病院施設	病院施設	北宇和病院

鬼北町における施設分類ごとの総面積は、図表 3-2 に示される。

図表 3-2：鬼北町における施設分類ごとの総面積

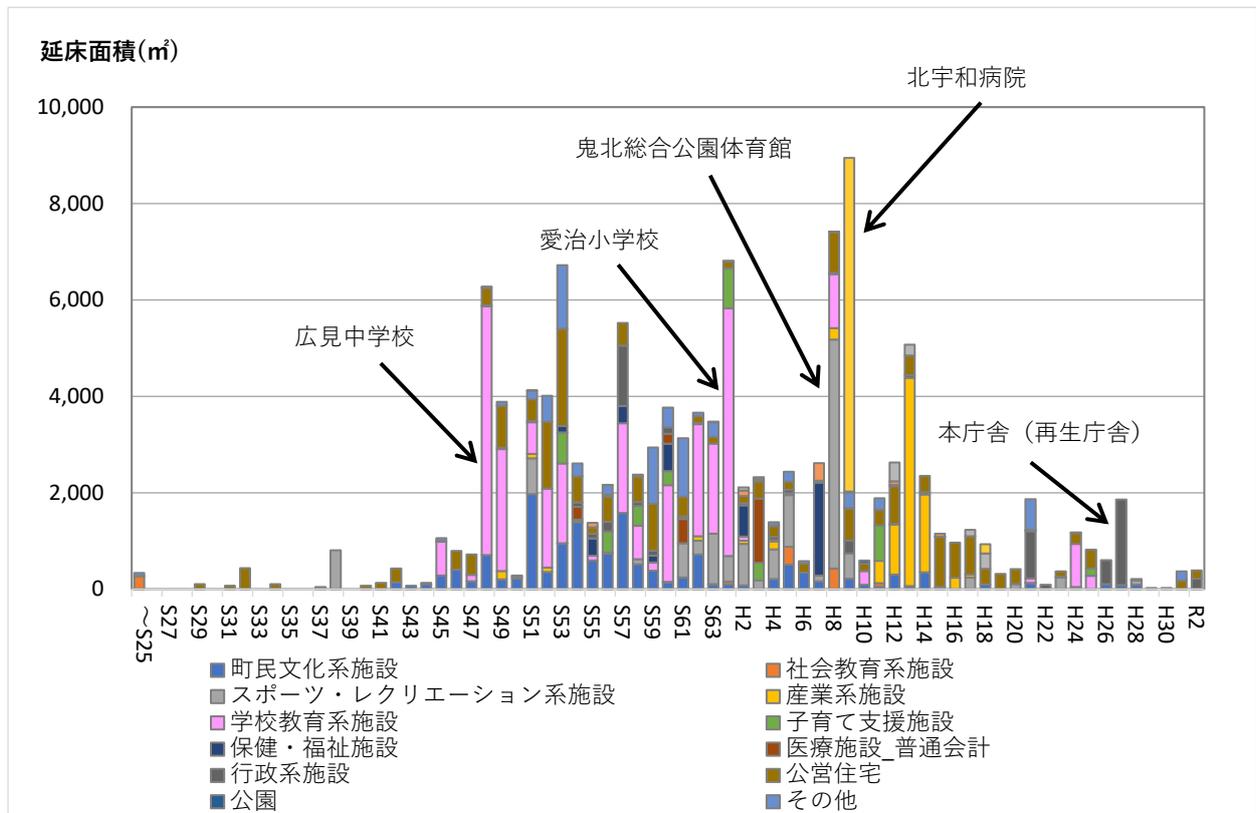
類型区分	大分類	中分類	H27 総面積 (㎡)	R2 総面積 (㎡)	増減(H27⇒R2) (㎡)
建物系 公共施設	学校教育系 施設	学校	29,032	27,652	-1,380
		その他教育施設	1,468	1,850	382
	町民文化系 施設	文化施設	1,703	1,703	0
		集会施設	12,480	13,275	795
	社会教育系 施設	博物館等	1,187	1,210	23
	スポーツ・レク レーション系施 設	レクリエーション施設・観光施設	4,750	5,148	398
		スポーツ施設	2,375	7,919	5,544
	産業系施設	産業系施設	8,573	8,683	110
	子育て支援 施設	幼稚園・保育園	3,794	3,790	-4
		幼児・児童施設	157	157	0
	保健・福祉 施設	高齢福祉施設	270	1,165	895
		障がい者支援施設	80	139	59
		保健施設	1,079	1,079	0
		その他社会福祉施設	1,927	1,927	0
	医療施設	医療施設	2,307	2,306	-1
	行政系施設	庁舎等	4,220	4,410	190
		消防施設	1,993	1,949	-44
	公営住宅	公営住宅等	20,115	9,831	-10,284
公園	公園	157	127	-30	
その他の施 設	その他の施設	5,193	7,849	2,656	
土木系 公共施設	道路	道路（道路部面積）	1,243,557	1,254,178	10,621
		橋梁（面積）	18,595	23,271	4,676
企業会計 施設	上水道施設	上水道管延長	205,797	224,706	18,909
	下水道施設	農業集落排水施設	1,133	1,133	0
		農業集落排水管路延長	31,034	48,269	17,235
	病院施設	病院施設	7,115	7,115	0

第2節 建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の推計）

図表 3-3 は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本町においては、昭和 48 年から平成元年度、及び北宇和病院の建替えを行った平成 9 年度に公共施設を集中して整備している。旧耐震基準（昭和 56 年以前）に建築された施設は、全体の 30.2%を占めている。

なお、建築後 30 年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念される。

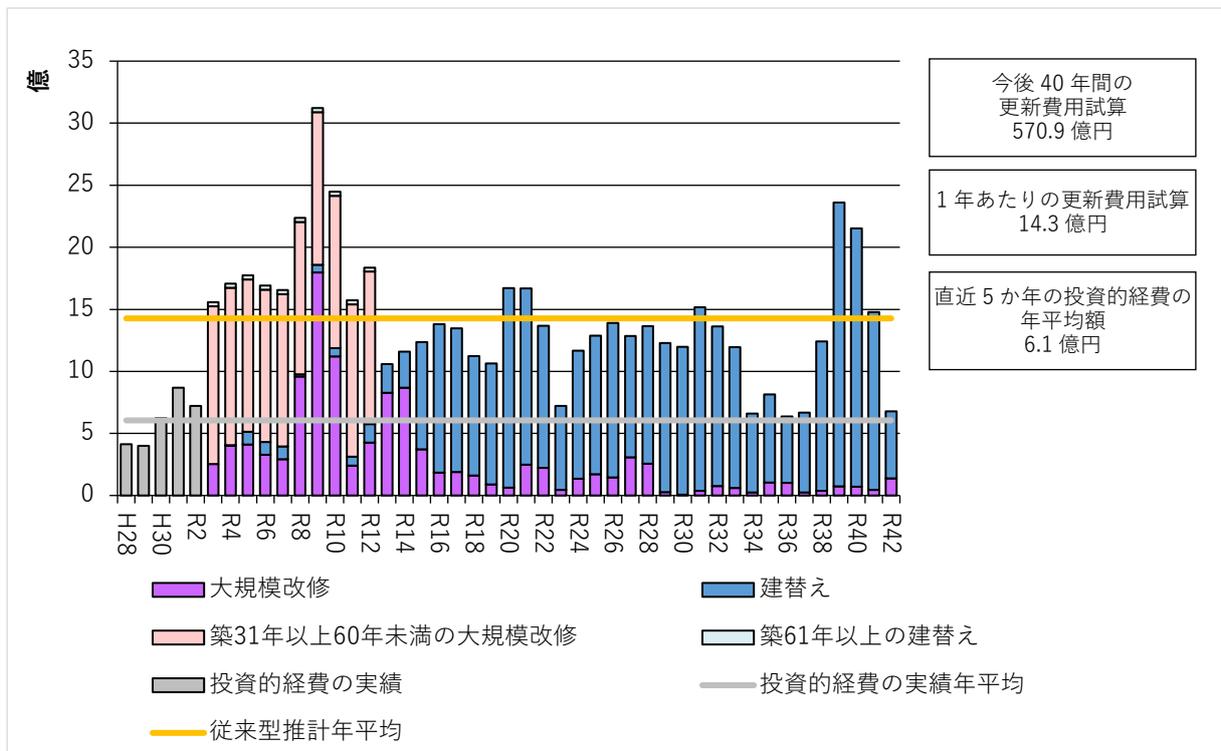
図表 3-3：建物系公共施設の建築年別の面積



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より算定)

図表 3-4 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する公共施設について、現状規模のまま建替えを行った場合、今後 40 年間で 570.9 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 14.3 億円かかる試算であった。直近 5 カ年の公共施設にかかる投資的経費は、6.1 億円であることから、現状の公共施設にかかる投資的経費の 2.34 倍となるが、今後の財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられる。平成 28 年から令和 2 年の直近 5 年においては、防災拠点施設（危機管理棟）の整備が行われたなど、今後も同じ規模で投資的経費を捻出することは困難になることが予測される。

図表 3-4：建物系公共施設の将来の更新費用の推計（従来型推計）



(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10 より算定)

※建物系公共施設の従来型推計更新費用の試算にあたっての設定条件

● 更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とする。

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるためである。

● 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延床面積などで更新すると仮定して計算する。

延床面積 × 更新単価 = 更新経費

● 更新単価

施設用途	大規模改修単価	建替え単価
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
上水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
下水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

● 耐用年数

標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとする。

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間は 3 年間として計算する。

- 大規模改修

建築後 30 年で行うものとする。

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、改修期間は 2 年間として計算する。

- 地域格差

地域差は考慮しないものとする。

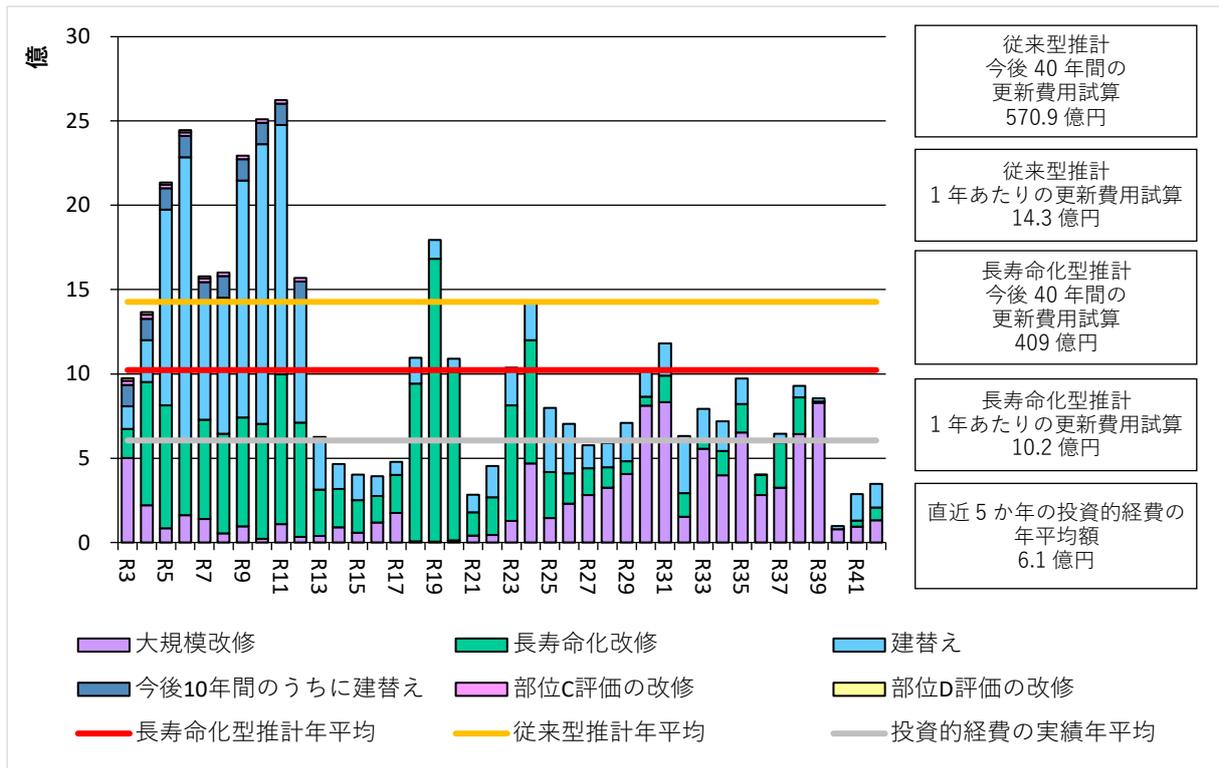
- 耐用年数が超過しているもの

今後 10 年間で均等に更新するものとして計算する。

図表 3-5 は、予防保全的に長寿命化対策を行い、長寿命化を図る場合の推計を示している。新耐震基準以降に建築された建物は長寿命化を図り、耐用年数を 80 年とし、旧耐震基準の建物は従来型と同じ試算条件とする。

長寿命化対策を考慮した場合の更新費用推計を行った結果、今後 40 年間の更新費用総額は 409 億円、年平均に換算すると、10.2 億円になるという推計結果となった。従来型の場合と比べて、年当たり約 4.1 億円の更新費用の削減が見込まれる。

図表 3-5：建物系公共施設の将来の更新費用の推計（長寿命化型推計）



※建物系公共施設の長寿命化型推計更新費用の試算にあたっての設定条件

- 更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とする。

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるためである。

- 計算方法

延床面積 × 更新単価 = 更新経費

- 更新単価

施設用途	大規模改修単価	長寿命化改修単価	建替え単価
町民文化系施設	10 万円/㎡	24 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	10 万円/㎡	24 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	9 万円/㎡	21.6 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	10 万円/㎡	24 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	8.25 万円/㎡	19.8 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	8.25 万円/㎡	19.8 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	9 万円/㎡	21.6 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	10 万円/㎡	24 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	10 万円/㎡	24 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	7 万円/㎡	16.8 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	8.25 万円/㎡	19.8 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	9 万円/㎡	21.6 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	9 万円/㎡	21.6 万円/㎡	36 万円/㎡
上水道施設	9 万円/㎡	21.6 万円/㎡	36 万円/㎡
下水道施設	9 万円/㎡	21.6 万円/㎡	36 万円/㎡

- 耐用年数

新耐震基準を満たす、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の構造の建物のみ長寿命化を図り、耐用年数を 80 年とする。

それ以外の構造の建物は耐用年数を 50 年とする。

- 大規模改修

新耐震基準を満たす、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の構造の建物のみ建築後20年、60年で行うものとする。それ以外の構造の建物は建築後25年で行うものとする。

ただし、建替え、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない。

- 長寿命化改修

新耐震基準を満たす、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の構造の建物のみ建築後40年で行うものとする。改修等の実施年を過ぎたものは、今後10年以内に行うものとして計算する。

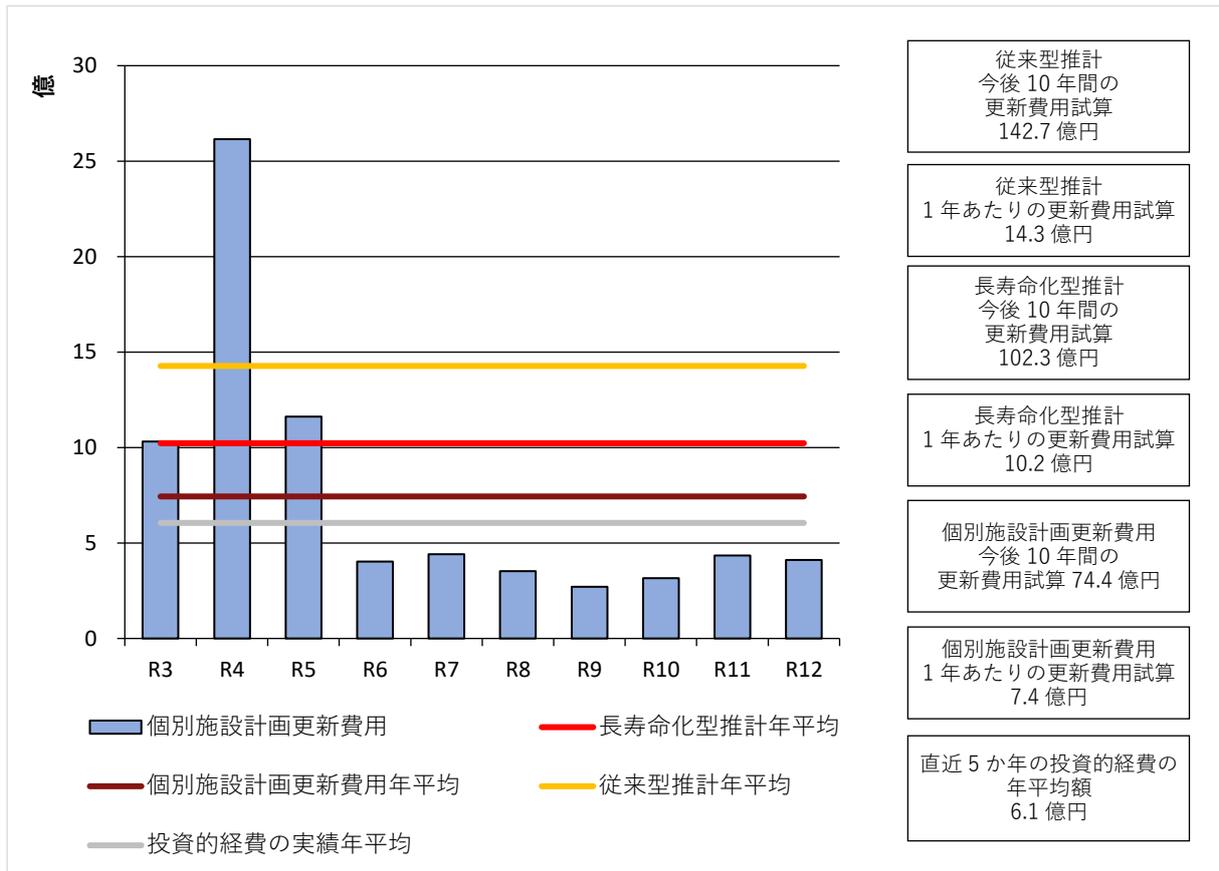
- 部位修繕

個別施設計画策定時に行った劣化状況調査において、施設の部位が、CまたはD評価であった場合は、部位修繕の対策金額を反映させる。対策金額の算出方法は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフト」（文部科学省）に準ずる。

C評価の部位は10年以内（今後10年間で均等割）、D評価の部位は5年以内（今後5年間で均等割）に部位修繕の実施を行う。

また、令和2年度に策定した「鬼北町公共施設個別施設計画」では、令和3年から令和12年の10か年の更新費用を試算しており、図表3-6がその結果である。1年あたり更新費用は7.4億円（10か年合計が約74.4億円）となっており、長寿命化推計の1年あたり更新費用をやや下回る金額となっている。

図表3-6：鬼北町公共施設個別施設計画で試算した更新費用



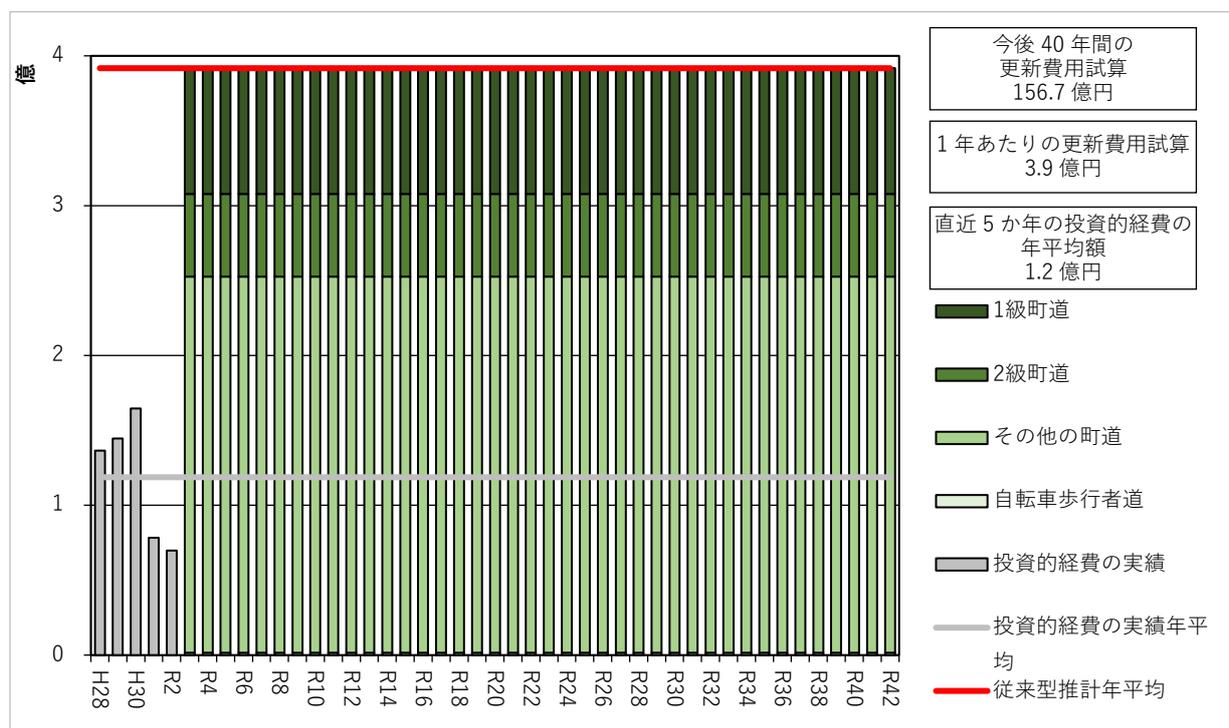
(鬼北町公共施設個別施設計画 (令和2年度策定) より)

第3節 土木系公共施設（将来の更新費用の推計）

図表 3-7 は、道路の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する道路について、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 156.7 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 3.9 億円かかる試算であった。道路の直近 5 カ年の投資的経費は、1.2 億円であることから（図表 3-7 の灰色線を参照）、現状の道路にかかる投資的経費の 3.25 倍となる。

また、図表 3-8 は、本町が保有する道路の延長と道路部面積を示している。

図表 3-7：道路の将来の更新費用の推計



図表 3-8：道路の延長と道路部面積

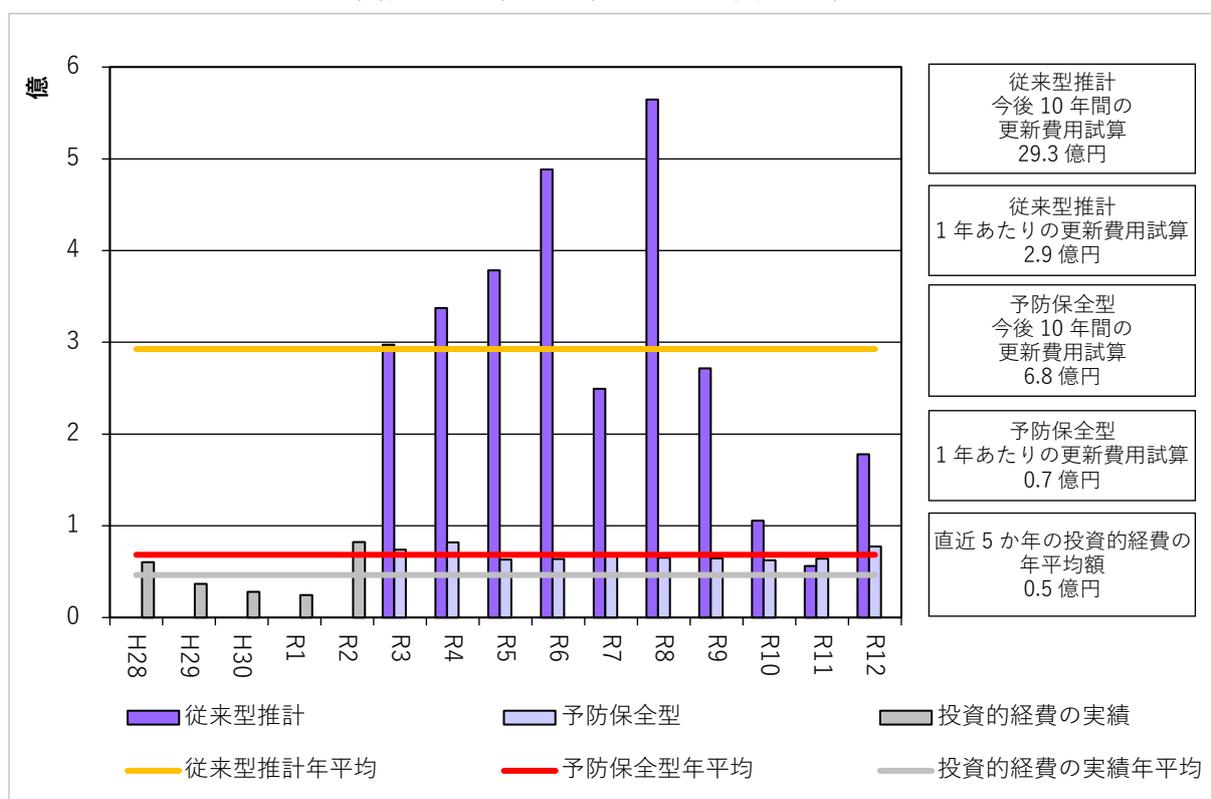
分類	延長 (m)	道路部面積 (㎡)
1 級町道	47,929	268,110
2 級町道	34,236	176,027
その他町道	181,811	800,927
自転車歩行者道	5,022	9,114
合計	268,998	1,254,178

図表 3-9 は、橋梁の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する橋梁について、現状規模のまま更新を行った場合、今後 10 年間で 29.3 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 2.9 億円かかる試算であった。直近 5 カ年の投資的経費の年平均額は、0.5 億円であるため（図表 3-9 の灰色線を参照）、現状の 5.8 倍の費用がかかると試算されている。

令和 2 年に策定した橋梁長寿命化修繕計画では、最も経済的な維持管理ができるように予防保全的な対応を行った場合、今後 10 年間で 6.8 億円の更新費用が必要となり、1 年あたりの更新費用は 0.7 億円が必要になると試算されている。長期的にみれば、長寿命化修繕計画での予防保全的な対応をした場合であれば、約 22.5 億円のコスト縮減が見込まれることが分かる。

また図表 3-10 は本町が保有している橋梁の延長と橋面積を示している。

図表 3-9：橋梁の将来の更新費用の推計



図表 3-10：橋梁の延長と橋面積

延長(m)	橋面積(m ²)
4,358	23,271

※土木系公共施設の従来型推計更新費用の試算にあたっての設定条件

● 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ整備面積などで更新すると仮定して計算する。

整備面積 × 更新単価 = 更新経費

● 更新単価

分類	対象施設	単価
道路	1級町道	4,700 円/m ²
	2級町道	
	その他町道	
	自転車歩行者道	2,700 円/m ²
橋梁	コンクリート橋	425,000 円/m ²
	鋼橋	500,000 円/m ²
	その他（木、石、吊橋）	448,000 円/m ²

● 耐用年数

道路 15 年で舗装替え

橋梁 60 年で架け替え

● 耐用年数が超過しているもの

今後 5 年間で均等に更新するものとして計算する。

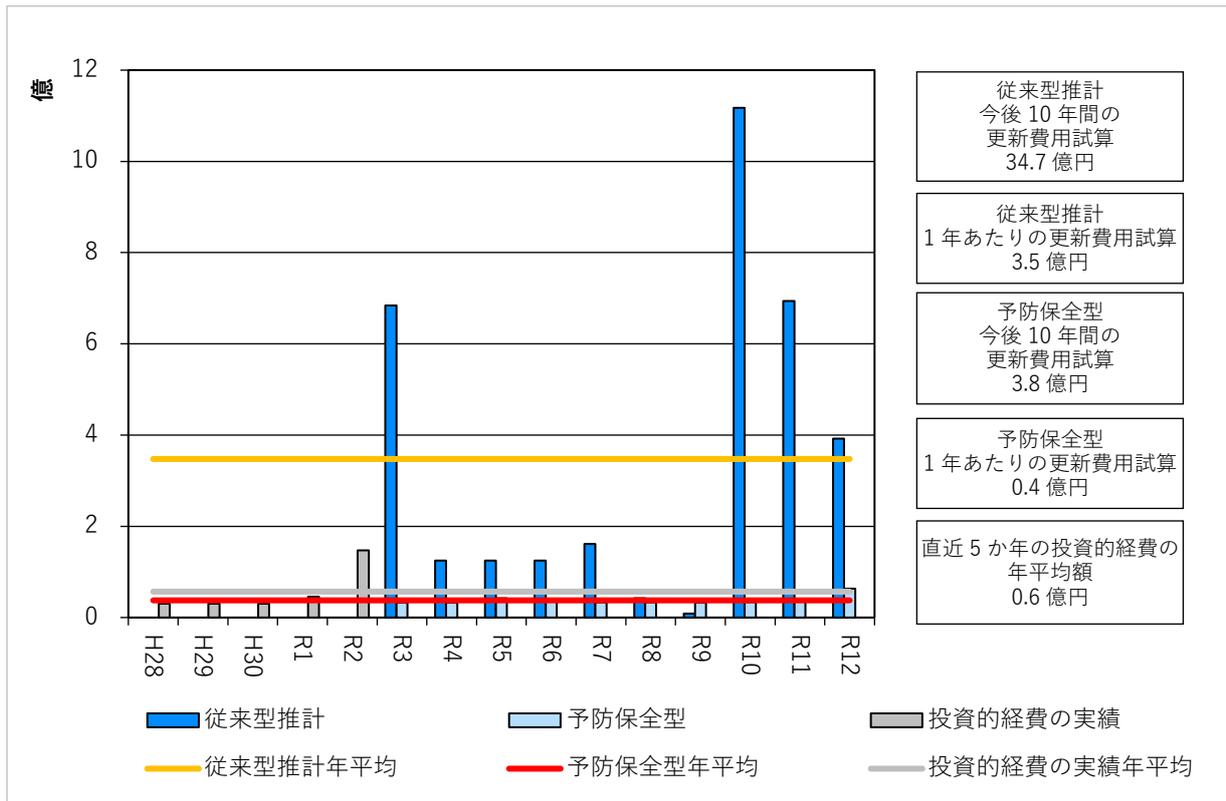
第4節 企業会計施設（将来の更新費用の推計）

図表 3-11 は、上水道施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する上水道施設について、現状規模のまま更新を行った場合、今後 10 年間で 34.7 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 3.5 億円かかる試算であった。上水道施設の直近 5 年の投資的経費は 0.6 億円であり、（図表 3-11 の灰色線を参照）、現状の上水道施設にかかる投資的経費の 5.8 倍の費用が必要であると試算されている。

令和 2 年に策定した鬼北町水道事業経営戦略では、最も経済的な維持管理ができるように予防保全的な対応を行った場合、今後 10 年間で 3.8 億円が必要となり、年平均 0.4 億円がかかる試算であった。従来型推計での年平均更新費用試算では 3.5 億円であるため、約 3.1 億円のコスト縮減を見込まれることが分かる。

また図表 3-12 は、本町における上水道施設の管路延長を示している。

図表 3-11：上水道施設の将来の更新費用の推計



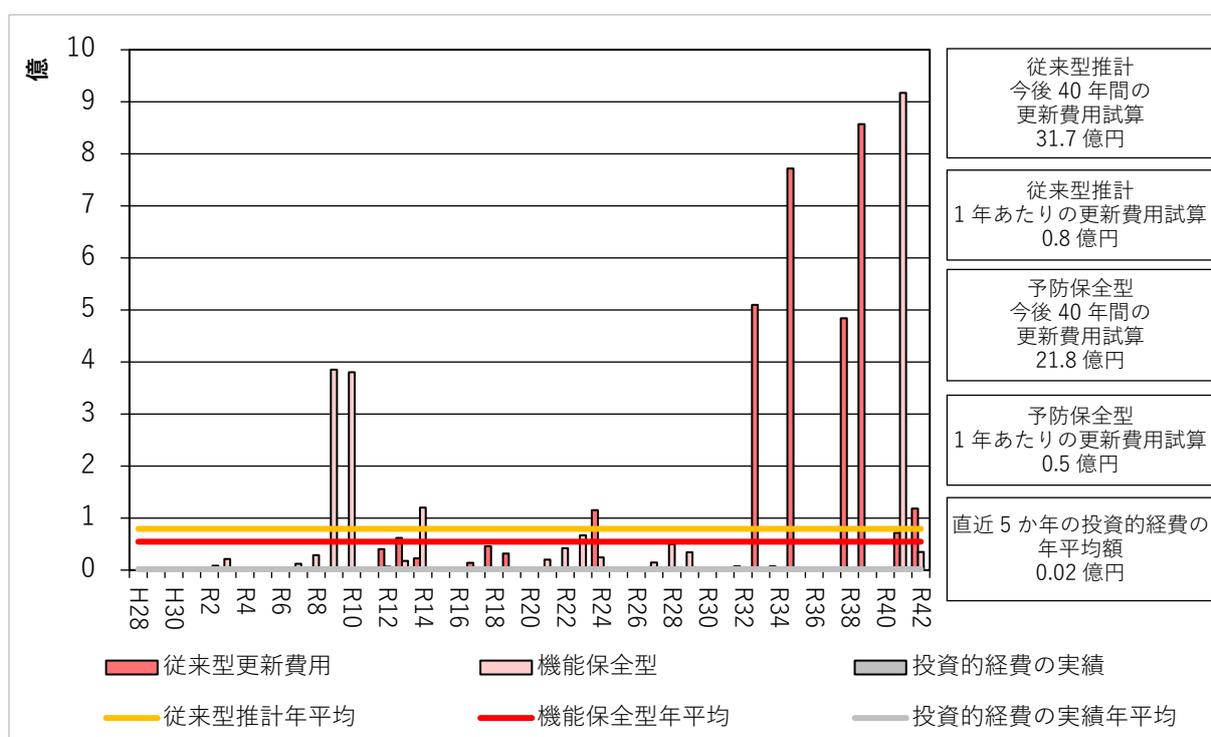
図表 3-12：鬼北町における上水道施設の管路延長と施設面積

種別	総量
導水管(m)	13,931
送水管(m)	41,020
配水管(m)	169,755
上水道施設(m ²)	809

図表 3-13 は、下水道施設（農業集落排水）の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する下水道施設（農業集落排水）について、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 31.7 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 0.8 億円かかる試算であった。下水道施設（農業集落排水）は平成 10 年度以降に整備されており、直近の 5 か年の投資的経費は 0.02 億円であると試算される。令和 2 年に策定した鬼北町農業集落排水施設最適整備構想では、最も経済的な維持管理ができるように予防保全的な対応を行った場合、今後 40 年間の更新費用は 21.8 億円、年平均 0.5 億円の試算となる。長期的にみれば、今後 40 年間の更新費用は約 9.9 億円のコスト縮減が見込まれる試算となる。

また図表 3-14 は、本町における管路延長（農業集落排水）を示している。

図表 3-13：下水道施設（農業集落排水）の将来の更新費用の推計



図表 3-14：鬼北町における管路延長（農業集落排水）と施設面積

種別	総量
管路総合計(m)	48,269
下水道施設(m ²)	1,133

※企業会計施設の従来型推計更新費用の試算にあたっての設定条件

● 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延長などで更新すると仮定して計算する。

延長×更新単価＝更新経費

● 更新単価

分類	対象施設	単価
上水道（導水管・送水管）	300mm 未満	100,000 円/m
	300～500mm 未満	97,000 円/m
	500～1000mm 未満	161,000 円/m
上水道（配水管）	150mm 未満	97,000 円/m
	150～200mm 未満	100,000 円/m
	200～250mm 未満	103,000 円/m
	250～300mm 未満	106,000 円/m
	300～350mm 未満	111,000 円/m
	350～400mm 未満	116,000 円/m
	400～450mm 未満	121,000 円/m
	450～500mm 未満	128,000 円/m
下水道	250mm 以下	61,000 円/m
	251～500mm	116,000 円/m
	501～1000	295,000 円/m
	1001～2000mm	749,000 円/m

● 耐用年数

上水道（管路） 40 年で更新

下水道（管路） 50 年で更新

● 耐用年数が超過しているもの

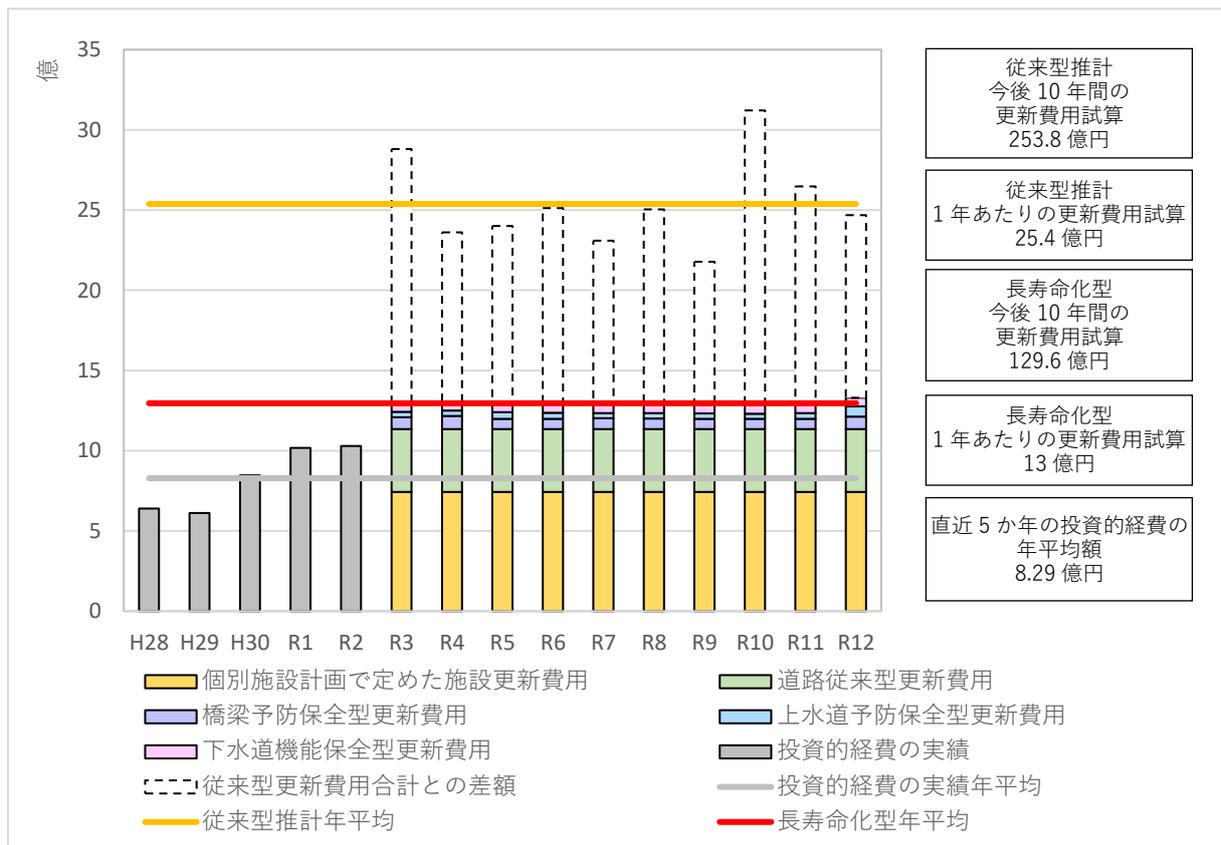
今後 5 年間で均等に更新するものとして計算する。

第 5 節 公共施設と土木系公共施設と企業会計施設（将来の更新費用の推計）

図表 3-15 は、公共施設とインフラ全体の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する公共施設とインフラ全体について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、今後 10 年間で 253.8 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 25.4 億円かかる試算であった。長寿命化型では、今後 10 年間の更新費用は 129.6 億円、年平均では 13 億円の費用が必要であると試算され、現状規模のままの更新を行った場合よりも 1 年あたりの更新費用が 12.4 億円コスト削減される試算となる。公共施設とインフラ全体の直近 5 年の投資的経費は、8.29 億円であることから、現状の公共施設とインフラ全体にかかる投資的経費の約 3.06 倍となり、現状の公共施設とインフラ全体にかかる更新費用より、長寿命化型での更新費用のほうがコストが削減されている。

図表 3-16 は、将来の更新費用と、現状の投資的経費の金額（直近 5 ヶ年の平均額）を比較した表である。

図表 3-15：公共施設とインフラ全体の将来の更新費用の推計



図表 3-16：将来の更新費用と、現状の投資的経費の金額（直近5ヵ年の平均額）（百万円）

		長寿命化対策の 更新をした場合	耐用年数経過時に 単純更新した場合	長寿命化対策 等の効果額	現在要している 投資的経費 (過去5年平均)
普通 会計	建築物(a)	7,437	14,272	-6,836	605
	インフラ施設 (b)	4,602	6,844	-2,242	165
	計(a+b)	12,038	21,116	-9,078	770
公営企業 会計	建築物(c)	143	217	-74	58
	インフラ施設 (d)	779	4,051	-3,272	
	計(c+d)	922	4,267	-3,346	58
建築物計(a+c)		7,580	14,489	-6,909	664
インフラ施設計(b+d)		5,380	10,895	-5,514	224
合計(a+b+c+d)		12,960	25,384	-12,424	829

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 公共施設における現状と課題

① 施設の老朽化

建物系公共施設の31.9%が旧耐震基準の建物となっており、施設の老朽化が進んでいる。今後、施設の安全性や品質を保つために更新が必要となる。

また建物系公共施設の将来の更新費用の推計（従来型推計）（15ページ図表3-4を参照）では、1年あたりの更新費用がおおむね10億円を上回る。さらに令和8年度から令和10年度では20億円を上回り、中でも令和9年度では30億円を超えると試算されている。

② 住民ニーズの変化

本町では今後も高齢化と人口減少が進行し、人口構成が変化していくことが予測される。これに合わせて住民ニーズも変化することが考えられる。住民ニーズが変化していくことを踏まえて、利用者が減少し使用頻度の低下した施設や、住民ニーズに対応した公共サービスのあり方も見直すことが必要である。そして、公共施設の利用需要の変化に応じて、公共施設等の最適な質や量を実現することが望まれる。

③ 財源の不足

本町では、税収の減少と公債費の支出増加、高齢化などに伴う扶助費の増加、さらに、平成27年度からの普通交付税の合併特例措置の段階的な削減により、公共施設等の更新費用に必要な財源の確保はさらに難しくなることが予測される。財源を捻出するとともに、公共施設等の最適化（集約化・複合化・転用・廃止など）により投資的経費の圧縮を図ることが必要となる。

第2節 基本方針

施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、以下のとおり基本方針を設定する。基本方針の設定に当たっては、建物系公共施設（町民利用施設、行政施設）と土木系施設（都市関連施設）、企業会計施設（上水・下水・病院）の3つに大別し公共施設については、新規整備を抑制するとともに、施設の複合化などにより施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減する。

【建物系公共施設】

(1) 施設の新設は原則として行わない

※但し、町の重要施策の実現のためには施設の新設が必要な場合もある。

- 長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新設は原則として行わない。
- 新設が必要な場合は、必要性や優先順位、費用対効果を考慮して行う。
- 事業手法としては、PPP¹/PFI²などの民間活力の導入など、幅広く検討する。
- 少子高齢化、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進する。

(2) 施設の更新（建替）はまず複合施設を検討する

- 施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化などによって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- 複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。また、施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。

¹ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、官・民が連携して公共サービスなどの提供を行う取組みの総称。PFI、指定管理者制度、民間委託、民営化などが含まれる。

² PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(3) 将来の施設の更新費用を縮減する（40年間で30%程度の縮減が必要）

- 更新費用を30%程度縮減し、スクラップアンドビルドを徹底する。
- また総人口が令和22年までに3割以上減少することを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小することを基本とする。
- 旧町村単位で設置され重複している施設、分野（小分類）を超えて重複している機能（会議室、ホールなど）については、統合・整理を検討する。稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。
- 改修・更新コスト、維持管理コストを縮減する。

【土木系施設・企業会計施設】

- 現状の投資額（一般財源）を維持、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。
- 長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。

※ 施設の改修・更新にかかる将来コスト試算については、町財政への影響が大きい一般財源ベースで行っていることから、インフラに係る投資額については一般財源ベースで維持することと想定している。

第3節 公共施設等の維持管理方針

4.3.1 点検・診断等の実施方針

(1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器など、さまざまな素材が組み合わせられて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っている。それらの部材、設備は、使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていく。日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくことができる。

【方針】

- 委託契約により実施している保守・点検・整備については、委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から報告を受け実態を把握する。
- 日常点検ができていない施設について把握を行い、点検項目・点検周期などをまとめたマニュアルを作成し日常点検を実施する体制を構築するよう努める。
- 点検・保守及び整備については、その履歴を蓄積して老朽化対策などに活かす。

(2) 施設の診断

現況把握のための施設診断では、①施設の安全性、②耐久性、③不具合性、④適法性の4項目が、最低限必要な診断項目となる。

安全性や耐久性などの診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を蓄積することで計画的な保全に活用することができる。また、時代の流れや住民のニーズの変化に対応していくためにも、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能診断も併せて行っていく必要がある。

【方針】

- 耐震診断、劣化診断などの診断結果があるものはそのデータを利用し、公共施設調書などから転用できるデータも活用し、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、診断を行うことを検討する。

4.3.2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を長期にわたり使用するためには、設備機器の日常的な点検、消耗品の交換や、清掃などが欠かせない。清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めるとともに、建物の劣化防止としても重要である。

【方針】

- 維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、コストを縮減する。
- 業務委託している点検業務や清掃業務などについて、複数施設の包括委託契約の可能性について検討を行う。

(2) 更新・改修の実施計画

建物を長期的に有効活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持、あるいは向上することが必要である。大規模改修・更新を行うに当たっては、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ、適法性など、様々な診断を行い、要求水準や住民のニーズの変化に対応して行く必要がある。

また建物の管理は様々な法規に従い行われています。そのため、法規改正が行われた場合には、既存不適合が生ずる可能性があるため、これらの法規の管理も必要となる。

【方針】

- 大規模改修・更新をする場合は、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、単独での更新以外に、統合や複合化の可能性について検討を行う。
- 建築後30年を超える施設は、大規模改修・更新の必要性について検討を行う。
- 個別施設計画の結果に基づき、公共施設等の長寿命化の更新計画を検討する。

4.3.3 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、その中に配置されている資産や情報を守るためにも重要である。点検や診断等により高い危険性が認められた公共施設については、早急に利用停止、取り壊しなどの判断をしなければならない。万一の事故・事件・災害に遭遇したときにも、損害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えておく必要がある。

【方針】

- 定期点検の実施により建物や設備の危険箇所の早期発見につなげる。台風などの災害後には一斉点検を実施する。
- 危険性が認められた建物や設備については、早急に安全確保の対策を実施する。今後も利用見込みのない公共施設等については、早急に取壊しを行う。
- 施設の新設・建替えを検討する際には、災害安全性などを考慮した場所への設置を検討する。

4.3.4 耐震化の実施方針

昭和56年に建築基準法の改正が行われ、耐震安全性にかかる基準が一部変更になった。昭和56年以前に建築された建物に関しては、現在の耐震基準を満たしていない場合がある。

【方針】

- 昭和56年以前に建築された建物のうち、今後も長期にわたり使用する可能性があり、多くの住民が利用する施設、災害時の拠点や避難所として指定されている施設等について、順次耐震診断を実施する。

4.3.5 長寿命化の実施方針

建築から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができる。しかし、建築後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となる。さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となる。長寿命化工事の実施に当たっては従来の平均的な更新時期に建替える場合と比べてLCC（ライフサイクルコスト）の縮減を図ることとする。

【方針】

- 本町においては、橋梁と公営住宅においては長寿命化計画を策定し、それぞれの計画より、ライフサイクルコストなどを低減することとする。
- 上記以外の公共施設では、必要に応じて長寿命化計画を策定し、長寿命化により建替周期を60年から80年に延長することを目標とする。

4.3.6 統合や廃止の実施方針

公共施設の統合や廃止の判断には客観的な視点による公平な判定が必要である。公共施設等の統合により、分散していた機能や人員が集約化することで、サービス向上、運営の効率化、コスト削減につながる一方で、住民にとっては、施設が遠くなって不便になるなどの不利益が生じる可能性がある。サービスを維持、あるいは向上すると同時に、不利益を最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について、住民の合意を取りながら検討を進めていく必要がある。

【方針】

- ・ 施設の安全性、機能性、耐久性、施設効率性、地域における施設の充足率、施設利用率、費用対効果などの客観的な視点によって公平な施設診断を実施する方法について検討する。
- ・ 施設の統廃合に関しては、現在のサービスを維持・向上させるとともに、不利益を最小限にできるような方法について、住民とも十分に協議しながら検討する。

4.3.7 住民との情報共有の実施方針

本計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠である。

今後とも、公共施設等のあり方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報について、ホームページ等をはじめとする各種広報媒体などを通じ、これまで以上に積極的に開示していくこととする。

4.3.8 ユニバーサルデザインの推進方針

現在、鬼北町を取り巻く環境は、以前よりも暮らしや価値観がより多様化している。平成28年度までに本庁舎を改修したが、ユニバーサルデザインの活用は限られている。

【方針】

- ・ 公共施設等の改修・更新等の際には、住民ニーズを踏まえながら、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、快適に施設を利用できるようユニバーサルデザインを推進する。

第4節 フォローアップの実施方針

公共施設等の適正配置を推進するためには、計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討といったP D C Aサイクル³が機能することが必要である。P D C Aサイクルに沿った進捗管理を行うことで、適切なタイミングで目標や方針の見直しを実施することができる。

【方針】

- ・ 毎年、各施設の利用状況やコスト調査とともに施設の方向性について所管課と確認調整を実施する。

³ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことでプロセスを普段のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

第 5 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第 1 節 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針

5.1.1 学校教育系施設

本町の学校教育系施設は、小学校 6 校、中学校 2 校がある。

図表 5-1 は、本町が保有する学校教育系施設の施設名称、所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

建築年代は、昭和 50 年代から昭和 60 年代の施設が多い。

図表 5-1：町立学校施設の状況

学校教育系施設				
施設数：18 延べ床面積：27,650 m ²				
対象施設	中分類：学校			
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)
	日吉小学校	教育課	2266	昭和 62 年度
	近永小学校	教育課	4524	平成元年度
	好藤小学校	教育課	2230	昭和 52 年度
	愛治小学校	教育課	2612	昭和 63 年度
	三島小学校	教育課	2815	昭和 60 年度
	泉小学校	教育課	2735	昭和 57 年度
	日吉中学校	教育課	2389	昭和 53 年度
	広見中学校	教育課	8079	昭和 48 年度

学校教育系施設				
対象施設	中分類：その他教育系施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)
	畔屋教員住宅	教育課	65	昭和 60 年度
	永野市教員住宅	教育課	65	昭和 47 年度
	岩谷教員住宅	教育課	65	昭和 63 年度
	出目教員住宅 A 棟	教育課	248	平成 8 年度
	出目教員住宅 B 棟	教育課	262	平成 10 年度
	日吉校長住宅	教育課	136	昭和 62 年度
	畔屋教員住宅・スクールバス車庫	教育課	36	昭和 59 年度
	学校給食共同調理場	教育課	100	昭和 62 年度
	学校給食センター	教育課	871	平成 8 年度
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の全ての小中学校は、築後 20 年以上が経過し、各所に修繕を必要とする箇所が発生している。 ・ 共同調理場は建築から 35 近く経過し、また学校給食センターも建築から約 25 年が経過している。 			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時代に応じた多様な教育活動が行えるよう、施設の整備・充実に図るとともに、老朽施設等の改築や改修、余裕教室の活用に取り組む。 ・ 各所に修繕を必要とする箇所が発生しているため、計画的に改修工事を行う。 			
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三島小学校大規模改修 (令和 9 年度～令和 10 年度) ・ 好藤小学校大規模改修 (令和 6 年度～令和 8 年度) ・ 近永小学校プール改修 (令和 5 年度～令和 6 年度) ・ 日吉中学校大規模改修 (令和 11 年度～令和 13 年度) ・ 広見中学校校舎・屋内運動場改修 (令和 3 年度～令和 5 年度) 			
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画 (第 2 期総合戦略) (令和 3 年 3 月) ・ 中期 (10 ヶ年) 行財政計画事業調書 			

5.1.2 町民文化系施設

図表 5-2 は、本町が保有する町民文化系施設の施設名称、所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

昭和 55～64 年度に建築されたものが多い。築 30 年が経過し老朽化が進んでいる。

図表 5-2：町民文化系施設の状況

町民文化系施設			
施設数：95 延べ床面積：16,179 m ²			
対象施設	中分類：文化施設		
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)
	鬼北町民会館	教育課	1,703
	中分類：集会施設		
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)
	近永公民館	教育課	726
	好藤公民館 (広見総合開発センター)	教育課	610
	愛治公民館 (愛治基幹集落センター)	教育課	586
	三島公民館	教育課	664
	泉公民館 (広見就業改善センター)	教育課	528
	日吉公民館 (日吉住民センター)	教育課	1,199
	植松集会所	企画振興課	95
	長谷集会所	企画振興課	90
	川口集会所	企画振興課	160
	上鍵山集会所	企画振興課	159
	上中合集会所	企画振興課	55
	大村集会所	企画振興課	103
	藤川集会所	企画振興課	84
	上大野集会所	企画振興課	130
	黒川下集会所	企画振興課	94
	黒川上集会所	企画振興課	70
	音地集会所	企画振興課	89
			昭和 51 年度
			昭和 63 年度
			平成 7 年度
			昭和 54 年度
			昭和 55 年度
			昭和 53 年度
			昭和 57 年度
			昭和 53 年度
			昭和 51 年度
			平成 6 年度
			平成 14 年度
			昭和 54 年度
			昭和 46 年度
			昭和 46 年度
			平成 12 年度
			昭和 53 年度
			昭和 48 年度
			平成 14 年度

町民文化系施設				
対象施設	中分類：集会施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)
	上本村集会所	企画振興課	70	昭和 49 年度
	屋敷集会所	企画振興課	110	平成 12 年度
	野々谷集会所	企画振興課	84	昭和 56 年度
	下本村集会所	企画振興課	139	昭和 50 年度
	出口集会所	企画振興課	84	昭和 57 年度
	上本村集会所 (上巻)	企画振興課	87	昭和 63 年度
	下鍵山 1・2・3 組集会所	企画振興課	143	平成 4 年度
	平井集会所	企画振興課	51	昭和 45 年度
	田丸集会所	企画振興課	66	昭和 61 年度
	内深田集会所	企画振興課	79	昭和 49 年度
	畔屋大平集会所	企画振興課	82	昭和 54 年度
	古用集会所	企画振興課	116	平成 9 年度
	上住集会所	企画振興課	79	平成元年度
	中野川集会所	企画振興課	79	昭和 43 年度
	芝集会所	企画振興課	71	昭和 45 年度
	成川集会所	企画振興課	116	昭和 46 年度
	永野市集会所	企画振興課	87	昭和 46 年度
	奈良中組集会所	企画振興課	113	昭和 47 年度
	水分集会所	企画振興課	41	昭和 48 年度
	奈良下組集会所	企画振興課	145	昭和 52 年度
	今在家集会所	企画振興課	89	昭和 57 年度
	年則集会所	企画振興課	70	昭和 42 年度
	成藤集会所	企画振興課	104	昭和 43 年度
	清延集会所	企画振興課	70	昭和 45 年度
	沢松集会所	企画振興課	104	昭和 48 年度
	国遠集会所	企画振興課	81	昭和 52 年度
	東仲集会所	企画振興課	130	昭和 53 年度
	吉波集会所	企画振興課	98	昭和 58 年度
国遠団地集会所	企画振興課	70	昭和 59 年度	
夫婦岩集会所	企画振興課	68	平成 4 年度	
畔屋集会所	企画振興課	152	平成 5 年度	
清水下組集会所	企画振興課	93	昭和 47 年度	

町民文化系施設				
対象施設	中分類：集会施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)
	生田下組集会所	企画振興課	99	昭和 61 年度
	法師庵集会所	企画振興課	96	平成 16 年度
	生田中組集会所	企画振興課	127	昭和 52 年度
	生田上組集会所	企画振興課	86	昭和 55 年度
	権太集会所	企画振興課	50	昭和 56 年度
	重谷集会所	企画振興課	62	昭和 58 年度
	清水東中集会所	企画振興課	66	昭和 59 年度
	大宿集会所	企画振興課	179	昭和 57 年度
	小野川集会所	企画振興課	75	昭和 42 年度
	中尾板集会所	企画振興課	66	昭和 43 年度
	下大野中集会所	企画振興課	99	昭和 44 年度
	小越集会所	企画振興課	93	昭和 45 年度
	久保集会所	企画振興課	49	昭和 46 年度
	広見集会所	企画振興課	89	昭和 47 年度
	轟集会所	企画振興課	65	昭和 48 年度
	畦組集会所	企画振興課	96	昭和 55 年度
	樋の久保集会所	企画振興課	71	昭和 53 年度
	延川長穂集会所	企画振興課	137	昭和 60 年度
	宮野々集会所	企画振興課	101	平成 9 年度
	興野々東集会所	企画振興課	88	平成 10 年度
	岩谷集会所	企画振興課	68	昭和 49 年度
	新田集会所	企画振興課	72	昭和 51 年度
	上川集会所	企画振興課	104	昭和 51 年度
	谷喜来集会所	企画振興課	50	昭和 53 年度
	芳組集会所	企画振興課	71	昭和 54 年度
	峠集会所	企画振興課	58	昭和 55 年度
	小西野々集会所	企画振興課	98	昭和 59 年度
	川崎集会所	企画振興課	70	平成 2 年度
近永集会所	企画振興課	180	平成 6 年度	
南町集会所	企画振興課	149	平成 7 年度	
小倉町 1 組集会所	企画振興課	51	平成 11 年度	
沖組集会所	企画振興課	63	平成 12 年度	

町民文化系施設				
対象施設	中分類：集会施設			
	施設名称	所管課	延床面積（㎡）	建築年度（主要な建物）
	下住集会所	企画振興課	60	平成13年度
	上川本村組集会所	企画振興課	70	平成14年度
	西仲集会所	企画振興課	95	平成18年度
	鬼北の里集会所	企画振興課	124	平成21年度
	小倉コミュニティセンター	企画振興課	327	平成5年度
	鬼北町日吉中央集会所	保健介護課	459	昭和48年度
	生きがいづくりセンター清水館	保健介護課	186	昭和55年度
	下駄場集会所	教育課	164	昭和56年度
	宮成構造改善センター(宮成集会所)	企画振興課	85	昭和59年度
	犬飼構造改善センター(犬飼集会所)	企画振興課	82	昭和59年度
	住民センター	日吉支所	1228	昭和57年度
	小坂集会所	教育課	200	昭和59年度
	袖野集会所	教育課	155	昭和58年度
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼北町民会館2階に空調設備を設置した。 ・好藤公民館は平成30年度に改修を行った。 ・日吉公民館の老朽化に伴う改修が必要である。 ・公民館以外の集会施設については、95施設中69施設が建築から35年以上経過しており、老朽化が進んでいる。 			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日吉公民館は改修工事を行い、老朽化対策及びバリアフリー化を行う。 ・施設の利用状況を踏まえ、財政状況、及び地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化を図るとともに、必要な施設は改修や建替えを行う。 			
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・興野々東組集会所改修工事（令和4年度） 			
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（第2期総合戦略）（令和3年3月） ・中期（10ヵ年）行財政計画事業調書 			

5.1.3 社会教育系施設

図表 5-3 は、本町が保有する社会教育系施設の施設名称、所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

明星ヶ丘施設は鬼北町の歴史や民俗を紹介する歴史民俗資料館として整備され、岩谷遺跡は谷地域を流れる広見川の河岸段丘上にある縄文時代後期（約 3,000 年前）の遺跡であり、当時の住居を復元している。

図表 5-3：社会教育系施設の状況

社会教育系施設				
施設数：3 延べ床面積：1,210 m ²				
対象施設	中分類：博物館等			
	施設名称	所管課	延床面積（m ² ）	建築年度（主要な建物）
	明星ヶ丘施設	教育課	872	平成 8 年度
	岩谷遺跡	教育課	71	平成 11 年度
	井谷家住宅	教育課	267	明治 26 年頃
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武左衛門一揆記念館の屋根棟が下がってきており、中央ロビー周辺部の倒壊の危険性も指摘されている。 ・ 井谷家住宅及び明星ヶ丘施設の雨樋が破損している。また、外壁のひび等に雨漏りがある 			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早急に点検を行うことで現状を把握し、計画的に施設の改修を行う。 ・ 明星ヶ丘施設の屋根について、状況を確認し原因を特定する。 ・ 機器の改修を行い、来館者を迎える環境を整える。 			
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明星ヶ丘施設 施設耐久診断委託（令和 5 年度） ・ 明星ヶ丘施設 施設修繕（令和 6 年度） 			
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（第 2 期総合戦略）（令和 3 年 3 月） ・ 中期（10 ヵ年）行財政計画事業調書 			

5.1.4 スポーツ・レクリエーション系施設

図表 5-4 は、本町が保有するスポーツ・レクリエーション系施設の施設名称、所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

図表 5-4：スポーツ・レクリエーション系施設の状況

スポーツ・レクリエーション系施設				
施設数：15 延べ床面積：13,066 m ²				
対象施設	中分類：スポーツ施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)
	愛治体育館	総務財政課	814	昭和 38 年度
	広見体育センター	教育課	746	昭和 51 年度
	近小運動場クラブハウス	教育課	56	昭和 58 年度
	富母里施設 (体育館)	教育課	525	平成元年度 (体育館)
	広見 B&G 海洋センター	教育課	1,030	昭和 63 年度
	鬼北総合公園	教育課	4,747	平成 8 年度
	中分類：レクリエーション施設・観光施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)
	移住体験住宅「森母里」①	日吉支所	110	平成 22 年度
	移住体験住宅「森母里」②	日吉支所	110	平成 22 年度
	節安ふれあいの森	日吉支所	511	平成 2 年度～平成 5 年度
	成川溪谷休養センター	企画振興課	1,617	昭和 56 年度～平成 17 年度
	夢産地	農林課	1,462	平成 4 年度
	安森ふれあいの里	企画振興課	178	昭和 58 年度～平成 4 年度
	森の三角ぼうし	農林課	857	平成 9 年度
日吉市民農園	農林課	165	平成 17 年度	
和太鼓練習場	教育課	138	平成 2 年度	

スポーツ・レクリエーション系施設	
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・日吉夢産地の施設について、平成 5 年に整備されたが、整備後 20 年以上が経過し、建物・機械設備とも老朽化による不具合が生じている。 ・鬼北総合公園リフレッシュ広場に設置している木製遊具が 15 年以上経過しており、老朽化のため使用中止としている。 ・広見 B&G 海洋センターの温水化について、住民からの強い要望あり。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな魅力づくりのため、大規模改装・修繕並びに機械設備の更新を実施。 ・遊具などの老朽化を確認し、早急な修繕を行う。 ・公式大会が誘致できるようプール施設及び町民の健康増進を図れる施設を目指す。
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・日吉夢産地施設等整備事業（令和 4 年度～令和 5 年度） ・鬼北総合公園リフレッシュ広場遊具撤去、購入（令和 4 年度～令和 13 年度） ・広見 B&G 海洋センター温水化事業工事（令和 5 年度～令和 6 年度）
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（10 ヶ年）行財政計画事業調書

5.1.5 産業系施設

図表 5-5 は、本町が保有する産業系施設の施設名称、所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

図表 5-5：産業系施設の状況

産業系施設				
施設数：12 延べ床面積：8,682 m ²				
対象施設	中分類：産業系施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)
	新規作物導入支援施設	農林課	1,115	平成 11 年度 平成 12 年度 平成 14 年度
	農林水産物処理加工施設	農林課	236	平成 12 年度
	菌床しいたけ試験栽培施設	農林課	345	平成 4 年度 平成 11 年度
	農業研究施設	農林課	5,892	平成 13 年度
	農林業機械保管倉庫	農林課	173	昭和 49 年度
	内深田共同農機具保管施設	農林課	96	昭和 62 年度
	轟共同作業所	農林課	91	昭和 51 年度
	下駄場共同作業所	農林課	91	昭和 52 年度
	法師庵共同農機具保管施設	農林課	66	平成 2 年度
	大宿共同作業所	農林課	58	平成 17 年度
	農林公社 (事務所・車庫)	農林課	493	平成 8 年度 平成 13 年度
	泉貨紙作業所	教育課	26	平成 5 年度
施設の現況	・令和 2 年度から地域おこし協力隊が着任し、泉貨紙の紙すき技術の習得、商品開発、販売経路開発などに携わっている。			
基本方針	・泉貨紙の活動について、現在冬季限定での生産スタイルであり、通年での生業となるよう環境を整備する。			
整備予定	・泉貨紙工房改修工事 (令和 6 年度)			
参考資料	・第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画 (第 2 期総合戦略) (令和 3 年 3 月) ・中期 (10 ヶ年) 行財政計画事業調書			

5.1.6 子育て支援施設

本町の子育て支援施設は、保育所 7 箇所と児童クラブ 1 箇所がある。

図表 5-6 は、本町が保有する子育て支援施設の施設名称、所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

図表 5-6：子育て支援施設の状況

子育て支援施設				
施設数：8 延べ床面積：3,946 m ²				
対象施設	中分類：幼稚園・保育園			
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)
	みどり保育所	町民生活課	704	昭和 53 年度
	さくら保育所	町民生活課	738	平成 11 年度
	近永保育所	町民生活課	824	平成 1 年度
	好藤保育所	町民生活課	455	昭和 56 年度
	清水保育所	町民生活課	369	平成 3 年度
	小松保育所	町民生活課	409	昭和 58 年度
	小倉保育所	町民生活課	290	昭和 60 年度
	中分類：幼児・児童施設			
施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)	
鬼北町放課後児童クラブ	町民生活課	157	平成 25 年度	
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には 7 か所の保育所を設置しており、全体としては必要な定員数を確保しているが、施設については老朽化が進んでいる。。 ・平成 26 年度から近永小学校校区で鬼北町放課後児童クラブを運営しており、長期休業中は町内の小学校児童を受入している。 			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を計画的に整備し、良好な保育環境を提供する。施設の維持管理に関しては、定期的な点検を行うことで、予防保全的な運営を目指す。 ・こども園の開設を検討する。 			
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・統合保育所建築・監理 (令和 4 年度～令和 5 年度) ・さくら、小松保育所改修設計、工事 (令和 4 年度～令和 5 年度) 			
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画 (第 2 期総合戦略) (令和 3 年 3 月) ・中期 (10 ヶ年) 行財政計画事業調書 			

5.1.7 保健・福祉施設

図表 5-7 は、本町が保有する保健・福祉施設の施設名称、所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

図表 5-7：保健・福祉施設の状況

保健・福祉施設				
施設数：5 延べ床面積：3,276 ㎡				
対象施設	中分類：高齢福祉施設			
	施設名称	所管課	延床面積（㎡）	建築年度（主要な建物）
	鬼北町老人保養センター	保健介護課	135	昭和 53 年度
	鬼北町高齢者生活センター	保健介護課	135	平成 3 年度
	中分類：保健施設			
	施設名称	所管課	延床面積（㎡）	建築年度（主要な建物）
	鬼北町広見保健センター	保健介護課	566	昭和 59 年度
	鬼北町日吉保健センター	保健介護課	513	平成 3 年度
	中分類：その他社会福祉施設			
	施設名称	所管課	延床面積（㎡）	建築年度（主要な建物）
	鬼北町総合福祉センター	町民生活課	1,927	昭和 59 年度
施設の現況	・広見保健センターは、建築後 35 年を経過しており、老朽化している。			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設については予算範囲内で整備を行う。老朽化の状況を把握するために定期点検を行う。 ・日吉保健センターと高齢者生活センターを有効活用し、地域活動の拠点を整備する。 			
整備予定	・広見保健センター大規模改修工事（令和 8 年度）			
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（第 2 期総合戦略）（令和 3 年 3 月） ・中期（10 ヶ年）行財政計画事業調書 			

5.1.8 医療施設

図表 5-8 は、本町が保有する医療系施設の施設名称、所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

図表 5-8：医療系施設の状況

医療施設				
施設数：4 延べ床面積：2,307 m ²				
対象施設	中分類：医療施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)
	愛治診療所	愛治診療所	502	昭和 61 年度
	三島診療所	三島診療所	378	昭和 54 年度
	日吉診療所	日吉診療所	1,331	平成 3 年度
	小倉診療所	小倉診療所	96	昭和 60 年度
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・愛治、三島、小倉診療所については建築から 30 年程度経過しており、老朽化が進んでおり、施設全体として整備を図る必要がある。 ・三島診療所の浄化槽は単独のため、今後合併浄化槽への検討が必要である。 ・配管等が老朽化し臭気が発生するようになったため、全面的な改修が必要となっている。 ・日吉診療所についても建築から 30 年以上が経過しており、空調設備の老朽化している。また電気式の設備ではないため、灯油料金の高騰に伴い経費が増大している。 			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所の屋根を改修することで日常の修繕費を削減する。 ・電気式の空調設備に切り替えることで光熱水費を削減する。 ・単独浄化槽のトイレを合併浄化槽にすることで設備環境の向上と周辺環境改善を行う。 			
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・小倉診療所施設整備等診療所屋根塗替工事 (平成 29 年度) ・愛治診療所施設整備等診療所屋根塗替工事 (平成 29 年度) ・三島診療所施設整備等診療所浄化槽改修工事 (平成 30 年度) ・日吉医療保健センター 1 階空調設備改修工事 (令和 4 年度) 			
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・中期 (10 ヶ年) 行財政計画事業調書 			

5.1.9 行政系施設（庁舎系施設）

図表 5-9 は、本町が保有する行政系施設の施設名称、所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

鬼北町役場庁舎は、平成 27 年度に大規模改修を行った。また、執務面積が不足していたため、平成 26 年度に別館、令和 2 年度に危機管理棟を増築した。

図表 5-9：行政系施設の状況

行政系施設				
施設数：42 延べ床面積：6,359 m ²				
対象施設	中分類：庁舎等			
	施設名称	所管課	延床面積（m ² ）	建築年度（主要な建物）
	鬼北町役場	総務財政課	2,462	平成 27 年度 （再生庁舎）
	第 2 庁舎	総務財政課	327	平成 21 年度
	公用車車庫	総務財政課	356	昭和 57 年度 平成 9 年度 平成 13 年度
	公用車車庫（日吉保健センター）	保健介護課	67	平成 4 年度
	日吉支所	日吉支所	1,199	昭和 57 年度
	中分類：消防施設			
	施設名称	所管課	延床面積（m ² ）	建築年度（主要な建物）
	消防会館	総務財政課	75	昭和 60 年度
	鬼北町防災センター	総務財政課	710	平成 21 年度
	下鍵山消防車庫	総務財政課	30	昭和 59 年度
	下鍵山消防ポンプ車車庫	総務財政課	67	昭和 54 年度
	川口消防車庫	総務財政課	24	平成 9 年度
	下本村消防車庫	総務財政課	18	昭和 58 年度
	上鍵山消防車庫	総務財政課	44	昭和 48 年度 平成 14 年度
	上大野消防車庫	総務財政課	24	昭和 49 年度
	日向谷消防車庫	総務財政課	24	昭和 51 年度
	大村消防車庫	総務財政課	24	昭和 50 年度
	芝・中野川消防倉庫	総務財政課	24	昭和 54 年度

行政系施設				
対象施設	中分類：消防施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)
	川上消防倉庫	総務財政課	24	昭和 55 年度
	小倉・小西野々消防車庫	総務財政課	24	昭和 55 年度
	南町消防車庫	総務財政課	25	昭和 58 年度
	清水消防車庫	総務財政課	48	平成 2 年度
	延川消防倉庫	総務財政課	25	昭和 61 年度
	内深田消防車庫	総務財政課	24	平成 14 年度
	沢松消防車庫	総務財政課	25	昭和 61 年度
	小松消防車庫	総務財政課	53	昭和 55 年度
	清延消防車庫	総務財政課	52	昭和 56 年度
	興野々消防車庫	総務財政課	24	昭和 56 年度
	吉波消防車庫	総務財政課	52	昭和 56 年度
	出目消防車庫	総務財政課	51	昭和 57 年度
	下大野消防車庫	総務財政課	24	昭和 58 年度
	奈良消防車庫	総務財政課	25	昭和 59 年度
	西野々消防車庫	総務財政課	51	昭和 59 年度
	永野市消防車庫	総務財政課	49	昭和 60 年度
	岩谷消防車庫	総務財政課	23	昭和 60 年度
	上川消防車庫	総務財政課	25	昭和 62 年度
	畔屋消防車庫	総務財政課	49	平成 5 年度
	新町消防車庫	総務財政課	24	平成 5 年度
	大宿消防車庫	総務財政課	24	平成 8 年度
	栄町・旭町消防車庫	総務財政課	64	平成 9 年度
	下鍵山消防積載車車庫	総務財政課	24	昭和 59 年度
	広見消防車庫	総務財政課	25	平成 28 年度
	生田消防車庫	総務財政課	25	平成 29 年度
西部地区消防車庫	総務財政課	25	平成 30 年度	
施設の現況	<p>・本庁舎は耐震基準を満たしておらず、建替えの時期を迎えていた。しかし当該建物は、平成 22 年に登録有形文化財に指定され、歴史的価値が高いため大規模改修を行った。また建替えではなく大規模改修にしたことで費用の削減も行った。</p> <p>・日吉支所及び日吉住民センターについては、昭和 57 年度に建築竣工され、築後 39 年が経過しており、老朽化が進んでいる。</p> <p>・消防車庫については昭和 50 年代に建てられたものが多く、老朽化が進んでいる。</p>			

基本方針	・老朽化が進んでいる消防車庫については建替えを行う。
整備予定	・消防車庫整備事業（平成28年度～平成29年度、平成31年度、平成33年度） ・日吉支所及び日吉住民センター電気設備改修、建築改修（令和6年度）
参考資料	・中期（10ヵ年）行財政計画事業調書

5.1.10 公営住宅

図表 5-10 は、本町が保有する町営住宅の管理状況をまとめた表である。名称、所属課、延床面積、及び建築年度をまとめたものである。本町では、公営住宅 19 団地 257 戸、特定公共賃貸住宅 3 団地 22 戸、改良住宅 2 団地 26 戸、過疎住宅 1 団地 6 戸、一般住宅 6 団地 25 戸の合計 31 団地 336 戸を管理している。

図表 5-10：町営住宅の管理状況

町営住宅							
施設数：31 延べ床面積：20,105 m ²							
対象施設	中分類：公営住宅						
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)	用途廃止 (戸)	建替 (戸)	修繕 (戸)
	三島団地	建設課	173	昭和 32 年度	5		
	奈良団地	建設課	119	昭和 32 年度	6		
	新町団地	建設課	133	昭和 55 年度			2
	芳組団地	建設課	201	昭和 57 年度			3
	小西野々団地	建設課	173	昭和 29 年度・ 昭和 31 年度	5		
	小松団地	建設課	272	昭和 32 年度・ 昭和 56 年度			6
	栄町団地	建設課	356	昭和 30 年度・ 昭和 31 年度			6
	出目団地	建設課	668	昭和 47 年度 平成 23 年度～ 平成 25 年度			3 10
小串団地	建設課	773	昭和 34 年度・ 昭和 42 年度 昭和 46 年度		12 10		

町営住宅							
対象施設	中分類：公営住宅						
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)	用途廃止 (戸)	建替 (戸)	修繕 (戸)
	国遠団地	建設課	4,437	昭和47年度～ 昭和49年度	17		10
				昭和51年度～ 昭和54年度			25
				昭和56年度～ 昭和59年度			15
				昭和61年度～ 昭和63年度			8
				平成4年度～ 平成5年度			5
				平成13年度			2
	上岡第二団地	建設課	272	平成元年度・ 平成2年度			4
	愛治中央団地	建設課	960	平成8年度～ 平成10年度			8
				平成12年度			4
	法師庵団地	建設課	151	平成17年度			2
	内深田団地	建設課	402	昭和58年度・ 昭和59年度			6
	今在家団地	建設課	1,178	平成14年度～ 平成17年度			16
	延川団地	建設課	941	平成18年度～ 平成20年度			12
陽之地団地	建設課	1,032	平成13年度・ 平成14年度			13	
峠団地	建設課	134	昭和62年度			2	
植松団地	建設課	2,607	昭和53年度・ 昭和54年度			31	
			平成16年度・ 平成17年度			9	

町営住宅							
対象施設	中分類：特定公共賃貸住宅						
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)	用途廃止 (戸)	建替 (戸)	修繕 (戸)
	上岡第二団地	建設課	179	平成 6 年度			2
	愛治中央団地	建設課	876	平成 8 年度・ 平成 11 年度			10
	勝山団地	建設課	780	平成 12 年度			10
	中分類：改良住宅						
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)	用途廃止 (戸)	建替 (戸)	修繕 (戸)
	内深田団地	建設課	836	昭和 53 年度			11
	畦団地	建設課	778	昭和 49 年度			8
				昭和 51 年度・ 昭和 52 年度			7
	中分類：過疎住宅						
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)	用途廃止 (戸)	建替 (戸)	修繕 (戸)
	上住団地	建設課	449	昭和 59 年度			6
	中分類：一般住宅						
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)	用途廃止 (戸)	建替 (戸)	修繕 (戸)
	若者定住住宅	建設課	206	平成 10 年度			4
	若者定住住宅 2	建設課	373	平成 5 年度			8
	厚生住宅	建設課	139	昭和 60 年度			5
	旧教頭住宅	建設課	125	昭和 42 年度			2
	旧奈良教員住宅	建設課	108	昭和 40 年度・ 昭和 47 年度			2
	旧内深田教員住宅	建設課	116	昭和 57 年度		2	
国遠団地	建設課	168	平成 25 年度			2	

公営住宅	
施設の現況	<ul style="list-style-type: none">・現在本町にある公営住宅等は、公営住宅が19団地257戸、特別公共賃貸住宅が3団地22戸、改良住宅が2団地26戸、過疎集落が1団地6戸、一般住宅が6団地25戸の合計31団地336戸ある。このうちの多くが耐用年数又は耐用年数の1/2を経過しており、耐震性や居住水準の低い住宅となっている。・構造上補強等も難しいことから、建替えによる耐震性や居住水準の向上が重要な課題となっている。
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・耐震性や居住水準の低い住宅は建替えを行うことにより、良質な住宅の供給を図る。・長寿命化計画に基づいて、計画的に住宅の維持管理を行う。・維持管理予定：281戸・建替予定：28戸・用途廃止予定：27戸
整備予定	<ul style="list-style-type: none">・公営住宅 建設事業（団地未定）（令和14年度以降）・小集落改良住宅 建設事業（畦団地15戸）（令和9年度～令和12年度）・小集落改良住宅 建設事業（深田団地11戸）（令和12年度以降）
参考資料	<ul style="list-style-type: none">・鬼北町公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）・中期（10ヵ年）行財政計画事業調書

5.1.11 公園

図表 5-11 は、本町が保有する公園施設の施設名称、所在地、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

図表 5-11：公園の状況

公園				
施設数：6 延べ床面積：198 m ² ※公園の敷地面積は含まず				
対象施設	中分類：公園			
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)
	国遠みんなの広場	企画振興課	2	平成 6 年度
	清家公園	企画振興課 (商工観光係)	45	昭和 46 年度 昭和 56 年度
	下大野農村公園	教育課	3	平成 8 年度
	市越池公園休憩所	企画振興課 (商工観光係)	26	平成 21 年度
	奈良川緑地公園	建設課	70	平成 10 年度
	下鍵山公園	企画振興課	52	平成 3 年度
施設の現況	住宅地の近くに子どもが安全に遊べる公園が少ない。			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや親同士の交流の場となるような身近な公園の整備・改良に努める。 ・町内の公園の利用促進を図り、町民のレクリエーションや交流人口増加に活用する。 ・子供が安全に遊べる公園などの整備を進める。 			
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画 (第 2 期総合戦略) (令和 3 年 3 月) ・中期 (10 ヶ年) 行財政計画事業調書 			

5.1.12 その他の施設

図表 5-12 は、本町が保有するその他の施設の施設名称、所在地、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめたものである。

図表 5-12：その他の施設の状況

その他の施設				
施設数：82 延べ床面積：7,849 m ²				
対象施設	中分類：その他の施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)
	職員福利厚生施設	総務財政課	195	平成 5 年度
	松崎橋バス待合所	総務財政課	4	平成 4 年度
	野地バス待合所	総務財政課	11	平成 4 年度
	清水愛治小学校下バス待合所	総務財政課	6	昭和 52 年度
	小松橋バス待合所	総務財政課	8	昭和 53 年度
	三島診療所前バス待合所 A	総務財政課	13	平成 21 年度
	三島診療所前バス待合所 B	総務財政課	6	昭和 53 年度
	岩谷橋バス待合所 A	総務財政課	10	昭和 56 年度
	岩谷橋バス待合所 B	総務財政課	18	昭和 56 年度
	市ヶ成橋バス待合所 A	総務財政課	6	昭和 56 年度
	市ヶ成橋バス待合所 B	総務財政課	9	昭和 56 年度
	出目駅前バス待合所	総務財政課	7	昭和 56 年度
	上川バス待合所 A	総務財政課	5	昭和 58 年度
	上川バス待合所 B	総務財政課	8	昭和 58 年度
	小西野々待合所	総務財政課	9	昭和 58 年度
	小倉待合所	総務財政課	9	昭和 58 年度
	宮野々待合所	総務財政課	6	昭和 58 年度
	奈良今在家待合所	総務財政課	6	昭和 59 年度
	藤野々待合所	総務財政課	4	昭和 59 年度
	轟橋バス待合所	総務財政課	4	昭和 59 年度
	小松清詰バス待合所	総務財政課	5	昭和 60 年度
	下大野橋バス待合所 A	総務財政課	16	昭和 60 年度
	下広見バス待合所	総務財政課	6	昭和 60 年度
延川バス待合所	総務財政課	3	昭和 62 年度	

その他の施設				
対象施設	中分類：その他の施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)
	川上小越バス待合所	総務財政課	4	平成3年度
	川上小越下バス待合所	総務財政課	4	平成3年度
	川上大瀧橋バス待合所	総務財政課	4	平成5年度
	川上横山バス待合所	総務財政課	6	平成5年度
	大宿権大バス待合所	総務財政課	4	平成5年度
	成川集会所内バス待合所	総務財政課	10	平成12年度
	下大野橋バス待合所 B	総務財政課	6	平成15年度
	バス停留所待合所 (長瀬待合所)	総務財政課	7	昭和60年度
	バス停留所待合所 (上大野上待合所)	総務財政課	43	平成6年度
	バス停留所待合所 (堀切待合所)	総務財政課	11	平成12年度
	バス停留所待合所 (上鍵山待合所)	総務財政課	6	昭和63年度
	バス停留所待合所 (藤川橋待合所)	総務財政課	5	平成12年度
	バス停留所待合所 (スクールバス待合所)	総務財政課	4	平成6年度
	庁舎前バス停	総務財政課	10	平成9年度
	西仲バス待合所	総務財政課	7	昭和60年度
	日吉夢産地前バス待合所	総務財政課	3	平成24年度
	近永小学校前バス停	総務財政課	18	昭和60年度
	日吉標準TV放送局	総務財政課	8	平成6年度
	出目駅前自動車置場	総務財政課	32	昭和45年度
	内深田駅前自転車置場	総務財政課	32	昭和45年度
	近永駅前自転車置場	総務財政課	32	昭和44年度
	日吉夢産地前自転車置場	総務財政課	4	平成24年度
	日吉支所前自転車置場	総務財政課	4	平成24年度
	旧いずみ小学校講堂	総務財政課	268	平成21年度
	事務所 (福河歯科)	総務財政課	286	平成9年度
	内深田町営住宅 (現：駐在所)	総務財政課	68	昭和2年度
旧鬼北警察署体育館	総務財政課	337	平成21年度	
旧小倉小学校講堂	総務財政課	240	平成11年度	
鬼北の里・多目的用地管理小屋	総務財政課	9	平成21年度	

その他の施設				
対象施設	中分類：その他の施設			
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)	建築年度 (主要な建物)
	旧北宇和高校日吉分校校舎	総務財政課	984	平成 24 年度
	旧北宇和高校日吉分校格技場	総務財政課	350	平成 24 年度
	日吉斎場	日吉支所	91	昭和 53 年度
	轟納骨堂	環境保全課	26	昭和 51 年度
	休憩所 (日向谷多目的グラウンド)	農林課	14	平成 4 年度
	農村広場休憩所	農林課	36	平成 3 年度
	倉庫 (トイレ含む)	建設課	18	平成 9 年度
	白王神社休憩施設	農林課	20	昭和 61 年度
	休憩所(上鍵山黒川上)	農林課	13	平成 4 年度
	舗装用機械プラント (広見)	建設課	78	昭和 49 年度
	日吉プラント	建設課	108	昭和 61 年度
	共同作業所兼倉庫 (上住団地)	建設課	168	昭和 59 年度
	日吉村農村広場管理棟	教育課	151	昭和 53 年度
	父野川下農村広場	教育課	42	平成 7 年度
	愛治グラウンド便所	教育課	8	平成 21 年度
	上大野クローケー場 (休憩所)	教育課	13	平成 4 年度
	奈良川公衆便所	建設課	70	昭和 57 年度・平成 10 年度
	永野市教員住宅	総務財政課	65	昭和 62 年度
	仮庁舎 (グリーンマート跡地)	総務財政課	1,063	昭和 53 年度
	旧いずみ保育所	総務財政課	526	昭和 52 年度
	興野々生活改善センター	企画振興課	145	昭和 57 年度
	出目生活改善センター	企画振興課	151	昭和 55 年度
	小倉ごみ収集車車庫	環境保全課	196	令和元年度
	川上農業構造改善センター	企画振興課	299	平成元年度
	体育用具倉庫	日吉支所	10	平成 5 年度
	茶堂	教育課	7	昭和 53 年度
日向谷生活改善センター	企画振興課	150	昭和 52 年度	
農林業者トレーニングセンター	教育課	1,086	昭和 62 年度	
柏田生活改善センター	企画振興課	115	昭和 55 年度	
施設の現況	普通財産に所管替えされた公共施設や、総務省が提示するいずれの分類にも当てはまらない公共施設が該当する。			

基本方針	<ul style="list-style-type: none">・ 必要性が低い施設、老朽化が進んでおり今後の利活用が見込めない施設については、貸付や売却・取り壊しを積極的に検討する。・ 今後も利活用が見込まれる施設については、定期的な点検の結果を踏まえ、優先順位を付けた維持補修や長寿命化を行うことで、ライフサイクルコストを削減し、適切な管理を行う。
------	---

第2節 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

5.2.1 町道

図表 5-13 では、本町が保有する町道の状況、及び基本方針を示す。

図表 5-13：道路の状況

町道		
	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
1級町道	47,929	268,110
2級町道	34,236	176,027
その他の町道	181,811	800,927
自転車歩行者道	5,022	9,114
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には 669 本の町道がある。 ・町道は、重要な生活道路であるが、幅員が狭く歩行者の通行に支障をきたしている。特に緊急車両が侵入できない程幅員が狭い町道もあるため、早急な対策が必要である。 	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事を行うことで、車両及び歩行者の通行の安全性が図り、住民の生活向上に努める。 ・住民の要望および点検を充実させ、老朽化状況を把握することで計画的な維持管理を行う。 ・長寿命化による安全性の確保及び効率的な維持管理を図る。 	

町道	
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・町道神久保線改良事業（平成30年度～令和4年度） ・町道工場前支線改良事業（令和2年度～令和4年度） ・町道城の下線改良事業（令和4年度～令和5年度） ・町道筒井坂線改良事業（令和4年度） ・町道丸地線改良事業（令和5年度～令和6年度） ・町道保木線改良事業（令和5年度～令和9年度） ・町道保木支線改良事業（令和5年度～令和10年度） ・町道山下線改良事業（令和6年度～令和8年度） ・町道かいじ屋線改良事業（令和6年度～令和8年度） ・町道曾根田線改良事業（令和10年度～令和11年度） ・町道白王線改良事業（令和9年度～令和12年度） ・町道西野々中組線改良事業（令和10年度～令和11年度） ・町道巻線川原橋橋梁整備事業（令和12年度～令和13年度） ・町道音無線改良事業（令和14年度以降） ・町道成川中央線改良事業（令和14年度以降） ・町道長楽寺改良事業（令和14年度以降） ・町道中ノ川1号線改良事業（令和14年度以降） ・町道西谷線改良事業（令和14年度以降） ・重ヶ森工場前線改良事業（令和14年度以降） ・町道面重線改良事業（令和14年度以降） ・町道坂の奥線改良事業（令和14年度以降） ・町道久保川線改良事業（令和14年度以降） ・町道柏田東仲線改良事業（令和14年度以降） ・町道小野川線改良事業（令和14年度以降） ・町道ハサ子線舗装事業（令和14年度以降）
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（10ヵ年）行財政計画事業調書

5.2.2 橋梁

図表 5-14 では、本町が保有する橋梁の状況、及び基本方針を示す。

図表 5-14：橋梁の状況

橋梁			
対象施設	橋数	実延長 (m)	橋梁面積 (㎡)
	242	4,358	23,271
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の橋梁の多くが、高度成長期（昭和 30～40 年代前半）に建造・量産されたもので老朽化の状況にある。 ・ 220 橋のうち 7 橋はボックスカルバートである。 		
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検を実施し、老朽化状況を把握することで計画的な維持管理を行う。 ・ 5 年に 1 度、点検及び維持・修繕計画の策定を行い、橋梁の長寿命化を図る。 		
整備予定	<p>【橋梁長寿命化修繕事業】</p> <p>令和 3 年度以前：柏田東中線（好藤橋）、影山線（影山橋）ほか 7 橋 令和 4 年度：無名 1 号橋 麓橋、筒井坂線（西上橋） 令和 5 年度：興野々本線（興野々橋）調査設計委託 令和 6 年度：重谷平線（無名橋）ほか 3 橋（見直し時に決定予定） 令和 7 年度～令和 11 年度：継続事業 令和 12 年度以降の継続事業については令和 11 年度の見直し時に決定する。</p> <p>【橋梁整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町道神社前線 神社前橋橋梁整備事業 ・ 町道弓滝線 弓滝橋歩道橋整備事業 		
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期（10 ヶ年）行財政計画事業調書 		

5.2.3 トンネル

図表 5-15 では、本町が保有するトンネルの状況、及び基本方針を示す。

図表 5-15 トンネルの状況と方針

トンネル		
対象施設	路線数	延長 (m)
		2
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・町が管理しているトンネルは 2 か所（奈良トンネル・高研隧道）ある。 ・奈良トンネルについては、平成 26 年度に点検を行ったが、高研隧道は老朽化が著しく現在通行止め中である。 	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検を実施し、老朽化状況を把握することで計画的な維持管理を行う。 ・5 年に 1 度、点検及び維持・修繕計画の策定を行い、トンネルの長寿命化を図る。 ・高砥隧道については今後廃道を検討する。 	
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度に定期点検を実施予定 	
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（10 ヶ年）行財政計画事業調書 	

5.2.4 農道・ため池

図表 5-16 では、本町が保有する農道及びため池の状況、及び基本方針を示す。

図表 5-16 農道・ため池の状況と方針

農道・ため池		
対象施設	農道	
	路線数	延長 (m)
	757	69,007.4
	ため池	
	箇所数	
	108	
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には農道 757 本、ため池 108 か所がある。 ・過去に実施された県営ほ場整備事業、中山間地域総合整備事業、経営体育成基盤整備事業において、主要な水田地帯のほ場整備及び老朽化した農業用施設の改修が行われてきたが、中山間部においては、未だため池・農道・用排水路等既存農業用施設の老朽化が著しい。 	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設の改修に関する支援及び対策の検討を行う。 ・定期的な点検・診断を行い、老朽化状況を把握することに努める。 	
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・県営中山間地域総合整備事業（ため池・農道）（令和 3 年度以前～令和 5 年度） ・農業基盤整備促進事業（農道）（平成 28 年度～令和 7 年度 ※令和 8 年度以降も継続予定） <p>【中山間地域総合農地防災事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛治地区 令和 6 年度～令和 10 年度 ・奈良地区 令和 7 年度～令和 11 年度 ・興野々地区 令和 8 年度～令和 12 年度 ・烏頭台池 令和 6 年度～令和 8 年度 ・嘉市ヶ奥池 令和 3 年度～令和 4 年度 ・アリ谷池 令和 3 年度～令和 4 年度 ・笛吹池 令和 5 年度～令和 8 年度 ・鎌ヶ谷池 令和 6 年度～令和 9 年度 	
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・中期（10 ヶ年）行財政計画事業調書 	

5.2.5 林道

図表 5-17 では、本町が保有する林道の状況、及び基本方針を示す。

図表 5-17 林道の状況と方針

林道		
対象施設	路線数	延長 (m)
	83	125,505
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内には 83 本の林道がある。 ・ 林道は森林の適切な管理と森林整備を行うため施設であり、地域住民の生活道にもなっている。 ・ 林道が未整備となっている森林では、管理施業に多大な経費・労力を要していたり、緊急で間伐が必要な人工林が多かったりと、対応が必要となっている。 ・ 広域的な林道網整備のため林道日向谷節安線、林道広見日吉線の開設を県営で行っている。 	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林道の開設、および既設林道の延長等によって森林整備を進めることで、森林施業の効率化を図る。 ・ 定期点検を実施し、老朽化状況を把握することで計画的な維持管理を行う。 ・ 長寿命化による安全性の確保及び効率的な維持管理を図る。 	
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模林道開設事業（林道日向谷節安線）（令和 3 年度以前～令和 9 年度） ・ 林道久保川線改良工事（令和 3 年度～令和 7 年度） ・ 林道広見日吉線舗装事業（令和 7 年度～令和 10 年度） ・ 林道中野川線開設事業（令和 9 年度～令和 11 年度） ・ 林道延川線改良事業（令和 3 年度以前～令和 5 年度） ・ 作業道ウシノネヤ線舗装事業（令和 3 年度以前～令和 5 年度） 	
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期（10 ヶ年）行財政計画事業調書 	

第3節 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

5.3.1 上水道施設

上水道施設は、本町の生活用水その他の浄水として、町民その他の需要者に供給するための施設として設置する。図表 5-18 は上水道施設の状況及び上水道管の延長をまとめた表である。

図表 5-18：上水道施設の状況

上水道施設			
施設数：58			
対象施設	主要な建物		
	施設名称	所管課	延床面積 (㎡)
	大藤管理棟	水道課	300
	近永監視室	水道課	118
	取水施設		
	名称	地区	設置年度
	成川取水堰	広見地区	昭和 49 年
	2 号水源取水井	広見地区	昭和 55 年
	大藤取水井	広見地区	平成 6 年
	葛川取水堰	三島地区	平成 15 年
	葛川取水井	三島地区	平成 15 年
	下大野取水堰	三島地区	昭和 51 年
	西野々取水堰	愛治地区	昭和 52 年
	生田取水堰	愛治地区	昭和 56 年
	第 1 水源取水堰	愛治地区	昭和 63 年
	第 3 水源取水堰	愛治地区	不明
	浄水施設		
	名称	地区	設置年度
	成川浄水場	広見地区	平成 11 年
	新広見浄水場	広見地区	昭和 55 年
	近永浄水場	広見地区	昭和 48 年
	大藤浄水場	広見地区	平成 8 年
葛川浄水場	三島地区	平成 15 年	
下大野浄水場	三島地区	昭和 51 年	

上水道施設			
対象施設	浄水施設		
	名称	地区	設置年度
	西野々浄水場	愛治地区	昭和 52 年
	生田浄水場	愛治地区	昭和 56 年
	大宿浄水場	愛治地区	昭和 63 年
	清水浄水場	愛治地区	平成元年
	送水施設		
	名称	地区	設置年度
	牛野川加圧井	広見地区	平成 12 年
	吉波加圧井	広見地区	平成 11 年
	年則加圧井	広見地区	昭和 52 年
	中野川加圧井	広見地区	昭和 46 年
	中組加圧井	三島地区	平成 16 年
	葛川加圧給水装置	三島地区	平成 15 年
	安森加圧給水装置	三島地区	平成 16 年
	大宿受水井	愛治地区	昭和 63 年
	清水高区受水井	愛治地区	平成元年
	清水低区受水井	愛治地区	平成 2 年
	配水施設		
	名称	地区	設置年度
	成川高区配水池	広見地区	昭和 47 年
	成川高区配水池	広見地区	昭和 57 年
	成川高区配水池	広見地区	平成 11 年
	成川低区配水池	広見地区	昭和 46 年
	牛野川配水池	広見地区	平成 12 年
	近永配水池	広見地区	平成 11 年
	広見配水池	広見地区	昭和 56 年
	成藤配水池	広見地区	平成 11 年
	吉波配水池	広見地区	平成 11 年
	大藤配水池	広見地区	平成 7 年
	奈良配水池	広見地区	平成 11 年
	年則配水池	広見地区	昭和 52 年
中野川配水池	広見地区	昭和 47 年	

上水道施設	
施設の現況	<ul style="list-style-type: none">・本町の水道普及率は96.8%となっているが、老朽化の進み漏水が増加する等、維持管理に苦慮する状況となっている。・老朽化に伴い、施設の更新が必要となっている他、自然災害に備え、水道施設の耐震化も急がれる。
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・需要に合った安定供給体制を確立するため、上水道を中心として、簡易水道事業の統合及び共同給水施設等の整備拡充を図る。・老朽管の布設替工事を行うことにより、安定給水と有収率及び耐震性の向上を図る。・基幹管路の耐震化及び電気計装設備、ポンプ設備の更新を行い、安定給水を図る。
整備予定	<ul style="list-style-type: none">・鬼北町上水道施設整備事業（令和3年度以前～令和14年度 ※令和14年度以降も継続）・鬼北町上水道施設電気計装設備更新事業（令和3年度以前～令和5年度）
参考資料	<ul style="list-style-type: none">・第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（第2期総合戦略）（令和3年3月）・中期（10ヵ年）行財政計画事業調書

5.3.2 下水道施設

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水や汚泥を処理する施設である。

また公共浄化槽等整備推進事業において、農業集落排水の計画区域を除く地域では、浄化槽市町村整備推進事業によって浄化槽の設置が進められている。

図表 5-19 は、鬼北町の下水道（農業集落排水）施設及び管路延長を示している。

図表 5-19：下水道（農業集落排水・浄化槽）施設及び管路延長

下水道施設					
施設数：6 延べ床面積：1,133 m ²					
対象施設	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度（主要な建物）	
	鬼北町新田地区農業集落排水処理施設	環境保全課	61	平成 2 年度	
	鬼北町西部地区農業集落排水処理施設	環境保全課	389	平成 12 年度	
	鬼北町清水地区農業集落排水処理施設	環境保全課	226	平成 13 年度	
	鬼北町幸田地区農業集落排水処理施設	環境保全課	277	平成 18 年度	
	鬼北町川口地区農業集落排水処理施設	環境保全課	41	平成 18 年度	
	鬼北町奈良地区農業集落排水処理施設	環境保全課	138	平成 17 年度	
	地区別管路延長				
	地区		管路延長 (m)		
	新田地区		1,889		
	西部地区		8,235		
	清水地区		12,650		
	幸田地区		15,811		
	川口地区		1,755		
	奈良地区		8,229		
浄化槽使用基数 ⁴					
区域		設置基数			
浄化槽整備区域		1,591			
下水道整備計画区域（平成 29 年度、中間見直しに伴い整備対象外）					

⁴ 浄化槽の設置基数は市町村設置のもの和个人・民間設置のもの合計値

下水道施設	
施設の現況	<ul style="list-style-type: none">・ 現在町内には6つの処理施設が稼働している。・ 供用開始後8年以上計経過した処理施設について、処理機能が低下している。・ 浄化槽については、農業集落排水施設の計画区域を下水道化基本構想の見直しに伴い廃止したため、平成27年度で事業を満了とし、平成28年度以降は浄化槽市町村整備推進事業に統合している。
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・ 定期的に点検・診断を行い、適切な改修等を行うことで生産性の高い農業の実現と農村社会の形成及び循環型社会の構築に努める。・ 平成27年度末にて浄化槽設置整備事業の工期満了に伴い、浄化槽設置整備事業と統合するため、事業量の拡大をする。
整備予定	<ul style="list-style-type: none">・ 農業集落排水長寿命化整備事業（令和3年度以前～令和5年度） 町内にある6つの処理施設の機能診断、最適構想計画の作成及び改修整備を行う。・ 公共浄化槽等整備推進事業（令和3年度以前～令和14年度※令和14年度以降も継続） 町内の農業集落排水処理区域及び計画区域以外において浄化槽市町村整備推進事業を実施。

5.3.3 病院施設

図表 5-20 は、本町が保有する病院施設の所属課、延床面積および建築年度など、施設概要をまとめた表である。

図表 5-20：病院施設の状況

病院施設				
施設数：1 延べ床面積：7,115 m ²				
対象施設	施設名称	所管課	延床面積 (m ²)	建築年度 (主要な建物)
	北宇和病院 (医師公舎、看護師宿舎 含む)	保健介護課	7,115	平成 9 年度 (平成 19 年度増築)
施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・北宇和病院は、昭和 37 年に県立病院として発足し、鬼北地域や近隣地域の医療機関の中心的役割を果たしてきたが、平成 18 年度から町立病院として指定管理者制度により運営している。 ・開院当初より県から医師の派遣支援を受けているが、小児科と皮膚科を休診しており、医師不足は深刻な状況となっている。 ・現在の医療機器等のほとんどは平成 18 年度に移譲を受けた機器等のままとされており、耐用年数を経過している。 			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器等を整備することにより、患者が安心して治療が受けれるよう安全性の向上を図り、また高度の治療に対応する体制を整える。 ・施設、医療機器等については必要性、緊急性の高いものから順次更新整備を行う。 ・熱源装置を電気式に更新することで消費エネルギーの節減効率を図るとともに光熱水費の軽減を図る。(平成 28 年度実施済) 			
整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・北宇和病院医療機器等整備事業 (病院事業会計) (令和 3 年度以前～令和 14 年度 ※令和 14 年度以降も継続) 病棟、診療科等関係機器の更新整備 ・北宇和病院設備整備事業 (病院事業会計) (令和 3 年度以前～令和 14 年度 ※令和 14 年度以降も継続) 中央監視装置等病院設備の更新整備、エレベーター 3 号機改修工事等 			
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・新鬼北町病院改革プラン(改訂版) (令和 3 年 3 月) ・第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画 (第 2 期総合戦略) (令和 3 年 3 月) ・中期 (10 ヶ年) 行財政計画事業調査 			

第6章 おわりに

第1節 本計画のまとめ

本計画にて、建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設の将来の更新費用や投資的経費が明らかになり、将来の財政運営を行う上での検討課題が浮かんできた。公共施設とインフラ全体の更新費用に対する財源が約 14.1 億円不足することが分かった。この課題に対して、基金の取り崩しや地方債の発行および施設等の適正配置や適正管理を行い、財源不足を賄っていく必要がある。

建物系公共施設については、老朽化が進んでいる施設が多く、将来の利用者予測などを取り入れ、適正な配置を行い、コスト削減を図る必要がある。

土木系公共施設については、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、コスト削減を図る必要がある。

企業会計施設については、将来の利用者を予測し、計画的な整備事業を効率的に行い、諸経費の節減に努める必要がある。

全体的にこれらの見直しを計画的かつ継続的にを行い、持続していく必要がある。

第2節 今後の課題

今回の計画において、公共施設等を総合的に考えることは出来たが、個別の施設において住民などの利用者の意見が反映されていない。このことより、公共施設マネジメントを実現するためには、住民などの利用者の意識が反映されるべき点であることが反省材料である。具体的には、利用者アンケートやサウンディングなどを実施し、利用者の意見を反映した計画を策定する必要がある。

このような反省点をふまえ、個別施設計画では、住民など利用者の意識を加味した計画策定を進めることとする。

参考文献等

1. 第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（第 2 期総合戦略）（令和 3 年 3 月）
2. 人口問題研究所 男女・年齢(5 歳)階級別データ--『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年 3 月推計）
3. 令和 2 年度地方財政状況調査票
4. 鬼北町 決算状況カード
5. 中期（10 ヶ年）行財政計画事業調書
6. 国勢調査（H17 H22 H27 R2）
7. 鬼北町 橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 2 月）
8. 鬼北町林道橋・農道橋橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年 3 月）
9. 鬼北町 公営住宅等長寿命化計画（令和 3 年 3 月）
10. 鬼北町 道路現況調査（令和 3 年 4 月）
11. 鬼北町 上水道年度別管延長明細（令和 2 年 4 月）
12. 鬼北町水道事業経営戦略（平成 28 年 11 月）
13. 鬼北町 農業集落排水施設最適整備構想（平成 31 年 3 月）
14. 新鬼北町病院改革プラン（令和 3 年 3 月）
15. 建築リニューアル支援協会 建築・設備の日常点検項目
16. JFME13 マニュアル（試行版）
17. 総解説ファシリティマネジメント
18. 総解説ファシリティマネジメント追補版
19. 総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10